



トシバクが山鉈でクマをとる  
「其手練実感ずるに餘有」後方羊蹄日誌

# 北海道自然保護小史 (二)

俵 浩 三

## Ⅱ 野生動物の興亡

### 一、エゾシカ

#### エゾ地のシカ

日本の狩人のあいだには「狩といふは鹿に限りたることなり」という言葉があつたというが、アイヌにもこれと似た、あるいはそれ以上にシカを重視する考え方があつた。すなわちエゾシカはアイヌ語でユクといひ、この言葉ははじめのうちは、狩の獲物の中でその肉が食料として重要であるクマ、シカ、タヌキなどを指す意味の広いものであつたが、いつのまにか最も重要なシカだけを指す言葉として定着したものだといふ。

エゾシカはニホンシカの亜種とされ、その体は本州のシカよりも大型である。アイヌにとつてのエゾシカ(以下、単にシカと記す)は、日常生活に密着した、生きるために必要な食料資源などとしてきわめて重要な存在であつた。「鹿は夷人冬山中に入つて弩(仕掛け弓)を掛け、或は弓を以て射捕る。肉は食し、皮は衣として、其余を売出す。其数少なからず。」と「蝦夷拾遺」(天明六年・一七八六)に記され、<sup>(1)</sup>「松前志」(天明元年・一七八一)には「夷人エツクと云ふ。其皮は他国と交易す。夷人好んで其肉を食ひ、又生体を吸食ふ。」とある。<sup>(2)</sup>

エゾ地には農作物がなかつたから、天明の飢饉なども直接的にはたいした影響を受け

ずすんだが、そのかわりシカが捕れなくなればエゾ地に飢饉がおとずれることもあつた。「東遊記」(天明四年・一七八四)には、「近年雪深き年有りて、鹿の喰ものなし。蝦夷人三、四百人も餓死のもの有り」と聞く。憐れむべき事也。」という記録がある。<sup>(3)</sup>シカが多く生息し、かつアイヌの生活に深くかかわつていたことは、たとえば、横津岳Ⅰ・ユク・オツ(シカの獲物があるところ)、勇駒別Ⅰ・ユク・オマン・ペツ(シカが山の方に行く川)、幾寅Ⅰ・ユク・トラシ(シカが登つて行くところ)、勇来Ⅰ・ユク・ルー(シカが山の方に行く川)、鹿追Ⅰ・クテク・ウシ(シカを捕える垣田のあるところ)、置戸Ⅰ・オ・ケツ・ウシ・ナイ(川口にシカ皮を乾す枠のある川)など、全道いたるところにシカにちなむ地名が残っていることからも知れる。<sup>(4)</sup>

シカは群をなして生活するので、アイヌはブシ矢(トリカブトの毒矢)を使うほか、鹿追の地名のように丸太で大きな垣田を作り、シカを一カ所に追いこんで捕えたり、海岸の崖地に追いつめて、崖下に落ちたところを捕つたりしたといふ。<sup>(5)</sup>

私は職場が阿寒国立公園内にあつた頃、地元のアイヌの古老から、屈斜路湖でその昔に行われたシカ狩りの話を聞いたことがある。それは屈斜路湖の南岸の和琴半島付近にはよくシカの群が集まつてくるので、婦女たちが頃あいを見はからつて、アイヌ犬を使ってシカの群を半島の基部から奥の方へ追い込んでゆき、一方、男たちは丸木舟に乗つて先廻りして待つてると、はさみうちにあつて逃げ場を失つたシカは、湖中へ泳ぎだし自由を失うので、それを捕えたのだといふ。この話は広く知られていることではあるが、やはりアイヌから現地で直接きく話は感銘ふかいものがあつた。



シカをとって料理する「夕方シリアイノ一頭の鹿を崖の前にて射留たる。是にて先安心したたるに……」石狩日誌

れる。たのではないかと考えら

たかどうかは別として、アイヌによる狩猟、大雪による斃死、あるいはオオカミなど捕食者との関係などからみあいながら、全道的または地域的に、その生息数の増減をくりかえしている。

「鹿、蝦夷地の内、さる、夕別といふ所にて取申候、近年は少し」とあり、それが数十年をへた「夷諺俗話」(寛政四年・一七九二)にも「しかし近年鹿を段々ととり尽し、残りたる鹿、東蝦夷地より海を越して南部地へ逃去りたりとて、今は蝦夷地も鹿甚だ少くなりたりといへり。」とある(10a)。

「東蝦夷日誌」(文久三年・一八六三)には日高の新冠付近で、「はるか向ふに三丁計の間一面赤くみゆる故に、彼は何と問ふ間に、土人弓矢を握り走り追行、其音に今一面赤く草の枯れたるかと思し処、八方に散乱するが、鹿の群集りしなり。其数方を以て算すべしと思はる。」とあり(7)。「西蝦夷日誌」(文久三年)の積丹海岸の描写には、「此浜に鹿の骨多く、あたかも寄木の如くあり。是は冬分山に住み難く、浜え出来り、雪にそり過て落死するを、熊はそれを夜々出来りて喰ふよし。当所出稼の者等、冬分は坪の日(大波の日)、皆たはれし鹿を拾ひ来りて喰ふと。其骨幾若干とも取尽しがたし。」と記されている(8)。方を以て算すというのは、松浦武二郎一流の脚色であろうが、それにしては豊かな生息状態がしのばれる。

ところが、それより一五〇年ほど前の「松前蝦夷記」(享保二年・一七一七)には、

「鹿、蝦夷地の内、さる、夕別といふ所にて取申候、近年は少し」とあり、それが数十年をへた「夷諺俗話」(寛政四年・一七九二)にも「しかし近年鹿を段々ととり

### 明治初期の乱獲

明治とともに北海道の開拓は本格化し、札幌などにも移民がふえてきた。しかし札幌は現在の百万都市からは想像できないほど野生が豊かで、丹精して育てた農作物はしばしばシカに食害された。その実情を「札幌区史」(明治四十四年)でみると、「当時移住農夫の最も苦しむ所は、熊、狼、毒蛇にあらずして鹿なりき。熊、狼の出没は常なしといへども、容易に人を害せず、却つて人を見て逃る。鹿は人を害せずといへども、常に群を為し来りて畠圃を襲ひ、穀菜を喰ひ尽す。為に作付地の四畝には鹿困なるものを作るの必要ありき。」「鹿は三、四百頭も群をなして来り、最もソバを好み、一夜の中に二、三反の畑を喰尽す故……」とあり(11a)。さらに山鼻あたりへはよくシカの大群が集り、やがてその中から二頭のオスが進みでて角を突き合わせてもみあい、勝った方がメスの群を卒いて走り去る光景が示されている(11b)。

ところで明治初年の頃は、日本の鳥獣保護の歴史の上では一種の空白時代であった。すなわち江戸時代には幕府、各藩ではそれぞれ独自の狩猟規制を一般庶民に課していたが、明治維新とともにその反動があらわれ、銃砲所持規制がゆるんで庶民も銃砲をもてるようになり、村田銃もでき、また廃仏思想も高まって殺生禁断の戒律がうすくなり、全国的にツル、トキ、コウノトリ、ハクチョウ、ガンなどが狩猟の対象として乱獲されはじめたのであった。

北海道ではとくにシカがねらわれた。「開拓使事業報告」(明治十八年)の統計にあらわれたシカ皮の産出枚数は、表二のとおりで(12)、明治八年の七万六千枚をピークに、毎年数万枚を数えた。この他に統計には「鹿」という項目があつて毎年一万余千頭の記載があるから、それを合わせれば莫大な数となる。

シカ皮は天保(一八三〇)〜一八四三)頃に日高の沙流、静内からは、いずれも三千枚を産出していたというが(13)、毎年数万枚のシカ皮が産出されるというのは、いかに生

- I エゾ地の自然(前回)
- II 野生動物の興亡
  - 一、エゾシカ
  - 二、エゾオオカミ
  - 三、ヒグマ
  - 四、タンチョウ
  - 五、鳥獣保護の流れ
- III 自然保護の発展(次回)

(表2) 明治初年の鳥獣捕獲数 (開拓使事業報告から作成)

		明治6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
札幌本庁	ツル			3	15	7				
	シカ(皮)	47,784枚	52,895	70,024	58,034	33,708	24,529	35,036	7,659	6,080
	クマ	19頭	76	161	138	245	(140) 207	(331) 135	(475) 224	(633) 94
	オオカミ	頭					22	57	62	82
函館支庁	ツル				109	51	96	68	408	1,364
	シカ(皮)				60	(34) 20	(65) 37	(45) 41	(122) 88	(77) 51
	クマ					12	16	1	10	7
	オオカミ									
根室支庁	ツル	2	4	3	3	8	2	8	1	4
	シカ(皮)	7,262	5,603	6,398	6,450	10,173	5,844	11,281	4,591	2,762
	クマ	109	95	59	62	74	(14) 46	(43) 39	(10) 37	(7) 19
	オオカミ							1	4	32
全道合計	ツル	2	4	6	18	15	2	8	1	4
	シカ(皮)	55,046	58,498	76,422	64,593	43,932	30,469	46,385	12,658	10,206
	クマ	128	171	220	260	(353) 339	(318) 290	(419) 215	(634) 349	(729) 164
	オオカミ					12	38	59	76	121

(クマ欄の( )内数字は有害獣駆除数、クマ合計の( )内は最大値の合計数)

息数が多いとはいえず、明らかに異常な乱獲であったといわなければならない。  
シカの保護規則

このような乱獲ぶりは開拓使にとっても見過しにできない状態であった。そこで開拓使では、明治九年十一月に「鹿猟規則」を制定して(明治八年九月仮規則)全道に公布した。その規則の趣旨は「鹿ハ北海道物産ノ一ニシテソノ利少シトセズ、然ルニ従来ソノ制ヲ建テズ、ミダリニ獵殺モツテソノ種ヲ減ジ、人民遂ニソノ利ヲ失フニ至ラントス、故ニ之ヲ保護シ永クソノ利ヲ失ハサラシメンガ為、ココニ規則ヲ設ク」とあり(14)、資源保全の考え方がはっきりと表明されている。

この規則で定められた主要な事項は、次のようなことである。

- 一、免許鑑札ナクシテ鹿猟ヲ為ス者ハ自今之ヲ禁ズ。
- 一、獵者ノ員ハ毎年六百名ヲ限ル。満員ノ後請願スル者ハ免許鑑札ヲ与ヘズ。
- 一、免許鑑札ヲ頒スル者トイヘドモ毒矢ヲ以テ獵殺スルヲ禁ズ。
- 一、獵業ハ十一月一日ヨリ翌年二月二十八日ヲ以テ一期限トシ、右期間外ハ出獵ヲ禁ズ。

その頃、国にはまだ狩猟法がなく、太政官布告による「鳥獣保護規則」が全国的に施行されていた。その内容はもっぱら銃猟の規制、安全確保の観点から定められたもので、鳥獣保護的な観点からは、銃猟期限が十二月から三月までと規制されているのみで、どんな鳥獣を、どれほどたくさん撃つてもかまわないようになっていた。それにくらべるとこの鹿猟規則は、鑑札免許者数を六〇〇名に限定して、シカの乱獲を防止しようとした意図が、きわだって特徴的で、きわめて近代的な内容であったといえる。

この、いわば鳥獣保護のポピュレーションコントロールの原型ともいべき考え方は開拓使顧問のケブロン(明治十二年)によると、明治八年二月に、黒田清隆長官からのシカの保護政策に関する質問に対し、ケブロンはおよそ次のように答えている(15)。

「シカは相当に乱獲されているので、このままでは二、三年で絶滅してしまふであろう。そこでこれを予防するため、(一)メスシカが胎児をもっている時期、および仔鹿が育つまでは捕らないこと。(二)毒矢は残酷な習慣で無駄もあるので使用を禁ずること。(三)経験豊かな猟師などから情報を集め、シカの生息数を推定して一年ごとの捕獲数を制限すること。といった内容の規則を作る必要がある。ただし現在は乱獲が明らかなので、当面は捕獲数を少なめにするのが良策であろう。」

すなわち鹿猟規則で鑑札免許者数を六〇〇名に限定したことは、(三)の捕獲数制限の手段として考えられたものである。またアイヌがさかんに使用していた毒矢は(四)によって禁止された。その代り開拓使としては、アイヌが定業を失って生活に困れば転業をあっせんし、毒矢を猟銃に代えようとする者には猟銃を貸し与えることとした<sup>(14)</sup>。

明治初年におけるケブロン<sup>(15)</sup>の母国アメリカでは、まだ西部開拓がさかんな時代で、アメリカバイソン(バッファロー、インディアン)の重要な食料や毛皮資源)などが白人の毛皮業者などによって、おびただしく乱獲、殺りくされつづけていた。一八七〇年代にはようやく一部の年から、その保護をうったえる声が大きくなりはじめ、いくつかの西部の州でバイソン保護条例が成立し、連邦議会でもこの問題がとりあげられるようになっていた<sup>(16)</sup>。ケブロンがこのような母国の動きをいち早く知っていたことは「報文」の内容からみて明らかである。すなわち「其規則(アメリカにおけるバイソン保護条例)ヲ守リ、遊猟スルヲ許ス。此規則ハ、殊ニソノ猟殺ノ期節ト、ソノ獲ル所ノ方法ニアリ。余、是等各種ノ律例ヲ、詳細ニ示ス能ハズトイヘドモ、ソノ事柄ハ能ク之ヲ辨知セリ。依テ、閣下ノ問ニ就テ、イササカ愚案ヲ述ブ」として、さきに記した助言が行われたのである。

このようにして明治初年の北海道には、全国に先がけてアメリカ的鳥獣保護制度が、はやばやと導入されたのであった。

#### シカ肉の缶詰工場

開拓使は北海道の殖産振興のため、交通、農業、鉱業などの施策を積極的にすすめるとともに、味噌・醤油製造所、鮭鱒缶詰製造所、製粉所、製紙所、木挽器械所、麦酒醸造所(サッポロビールの前身)など、四〇カ所ちかくの官営工場を設立し運営した。明治十一年には北海道に多産するシカの有効活用を考え、千才の美々<sup>(17)</sup>にシカ肉の缶詰工場を設立した。美々は当時「鹿、石狩、胆振、日高、十勝四国ニ産ス、胆振国勇弘、千才二郡ヲ最トス」といわれるように札幌本庁管内におけるシカが多産地であった。開拓使事業報告によると明治十一年には七六、三二三箇の缶詰が生産された<sup>(18)</sup>。そのうち約五万箇は東京へ、一万五千箇は函館へ、一万箇は札幌へ売りさばかれたという。

明治十二年には缶詰工場のはかにシカの生肉を原料とする硝石製造所も美々に併設した。そして美々を中心とする四方各四里の区域および十勝国全域は、「鹿種蕃息ノ爲、

該地在籍旧土人ノ外ハ、シバラク出猟ヲ許サズ」と定め、シカの資源保護をはかった。また同じ明治十二年には厚岸にも鮭を主とする缶詰工場を建て、八、五七二箇のシカ肉缶詰を製造した。

一方、明治九年に制定された鹿猟規則の方は、さきに記したとおり鑑札免許者数を六〇〇名に限ったが、当時は政策の浸透が不十分だったためか、鑑札免許者数は定員に満たない状態<sup>(19)</sup>で、しかもシカ皮生産枚数は鹿猟規則制定以降に激減するという効果もあらわれなかった。それなのに開拓使では明治十一年に鹿猟規則を改正し、ケブロン<sup>(15)</sup>の助言に反して六〇〇名の定員を七八〇名に増員してしまった。これはおそらく缶詰工場の原材料の補給を円滑にするための配慮であったと思われる。すなわちこの時点で、野生動物保護政策は産業開発政策に一步を譲ることになったのである。

#### 大雪によるシカの激減

しかしまことに皮肉というべきか、缶詰工場が建設された翌年の明治十二年には北海道に記録的な大雪が降り、シカは雪に足をとられ、餌を失い、何十万頭も餓死、凍死してしまった。当時の気象観測資料から、札幌の一、二月の積雪深をみると<sup>(20)</sup>、明治十一年・一五六米、十一年・一・二六米に對し、十二年には三・一四米になっている。屯田兵として明治初年の北海道生活を体験した板内元吉は、後年になって札幌の大雪を次のように回想している<sup>(21)</sup>。「明治十二年二月十一日の晩より、十二日にかけての大雪は札幌にて七尺積雪あり。その頃は今より大体雪は多かりし。それが一夜七尺降りたり。夕刻より朝にかけて最初はさらさら雪なりし。風なく朝になりて少しくしめれり。……千才より室蘭にかけての鹿はすべて死亡せり。……野飼の馬は大抵死せり。日高の海岸沿は左程ならざりし。十二年夏、家村純成陸路根室に出張し、十勝原野に入りて、鹿の死体は五十頭、三十頭、多きは百頭と、通路、通路に集団して死しありしを見たり。」また開拓使の御雇外国人のエドウィン・ダンは一八七八(明治十一)年から七九年へかけての冬は非常に厳しかった。北海道中、海岸線まですつかり雪が積った。……鹿は最も良い避難場所の谷や沢へ幾千頭も集まってきた。そこでは雪が深いために、雪靴をはいたアイヌ人達はやすやすと鹿を襲い、犬と棍棒とで何万も打ち殺すことができた。縦十五マイルに横五マイルくらいの鶴川地区だけでも七万五千もの骸骨が、春に政府から鹿の損害を確かめるために派遣された人々によって数えられている。」と記して

いる(21)。

さらに「札幌県勸業課第一報」には「十勝川支川なる利別川畔の如きは鹿屍累々堆を成し、夏期に至りて漸次腐敗し十勝沿川十数里の間に住居するもの河水を飲用するに堪へざりしと。又十勝以東に於て拾得たる落角およそ十六万箇に及びたりといふ。」という記録があるという(22)。

このようにシカが激減したので美々の缶詰工場の生産も、明治十二年には前年の三分の一以下の、二一、二六八箇となり、明治十三年、十四年には製造を中止せざるを得ない状態におこまれてしまった。明治十七年には工場を廃止し、財産を処分することになったが、その処分決定理由書には「美々近傍野鹿群ヲナシ狼獲種メテ多キヲ以テ、鹿肉缶詰ノタメニ之ヲ設ケシモ、明治十二年ノ大雪、山ヲ埋メ、野鹿凍死スルモノ夥シク、カツ幌内炭鉱起業以來人跡深ク山谷ニ入り、加フルニ鉄道線路該獣生息ノ区域ヲ遮断セシヨリ、狼獲トミニ減ジ、十三年以降休業現今タダ建物什器ヲ保管スルノミ、到底再興ノ見込アラズ、依テ廃止スベシ。」とある(23)。缶詰工場はわずか二、三年の操業を行ったのみで、不幸な大雪と、環境の変化によって、資源を得られなくなってしまったのだ。

とくに幌内鉄道の開通の影響にふれているのは、開発がシカの生息地域をせばめた事例として注目される。すなわち「西蝦夷地イシカリ川の南(西?)の山に住む鹿は秋八、九月の頃、イシカリ川を渡りて東蝦夷地シヨツ(現在の千才付近)といふ所の山へ行く。是は西地は雪深く食物なきゆへ、東地の方へ移るなり。」とすでに寛政四年(一七九二)の「夷診俗話」にも指摘されているように(24)、シカは季節とともに雪の少ない地方へ集団移動する。しかしその移動は鉄道が開通したことによってさまたげられてしまったという見方がされているのである。

### その後のシカの消長

開拓の歴史が古い道南地方では、明治十二年の大雪害を受ける以前からシカが少なくなっていたことは、表二の函館支庁管内のシカ皮産出数をも明らかにしている。そこで開拓使ではシカの豊富な札幌本庁管内で生けどりにしたシカを、函館支庁管内へ放獣しようという計画をもっていたらしい。すなわち明治十一年八月、札幌本庁から函館支庁へて「シカ一頭、明日、稲川丸ニテ森へ送ル。受取人出張アリタシ。」という電報が

うたれ、函館支庁の係員が森へ出張するという内容の「鹿受取として出張之儀伺」の文書が道行政資料課に残っている。わざわざ生きたシカを室蘭から森へ船で送るといのは、当時は動物園もないことであるし、放獣のためと考えるのが自然であろう。しかしこの計画も実を結ばないうちに明治十二年の大雪をむかえたのであった。

明治十二年のあと明治十四年にも大雪があり、シカはさらに激減の一途をたどった。そのため北海道庁(明治十九年に北海道庁設置)では明治二十二年三月、「本道ニ於テ当分ノ内、鹿ヲ狼獲スルヲ禁ズ。違フ者ハ違警罪ヲ以テ罰セラルベシ。」という庁令を発してシカを禁猟とした(25)。

その頃は原野に散乱するシカの落角を拾い集めて商売にする人もいた。明治二十五年の「北海道統狼案内」には、「釧路地方にては五、六年前までは鹿角を拾ふて利を得しものあり。之を採集するには初秋の頃原野に火を放ち草叢を焚き此所彼所に散落ちしものを見出すなり。此方法にて一日二、三元乃至四、五円を得しものあり。斯くて各々競ふて原野に火を放ちしかば、時に延焼して山林の大火となりたる事さへあり。於是か該地方にては鹿角の売買さへ禁ずるに至れり。」とある(26)。

こうしてシカは禁猟となり、落角の売買も禁ぜられたので、シカは再びいくらかづつ生息数が回復してきた。また後述するように、この頃はオオカミがいなくなりつつあったのも幸いしたことであろう。さきの統狼案内には「本年(明治二十五年)十勝地方の蕃殖の模様を聞くに追々増加の景況なれば異日狼獲の好望ありと云ふべし」とあって、その回復が期待されている(27)。

明治三十五年の「殖民公報」には「家畜動物を除きその他の鳥獣は拓殖の進歩と乱獲により年々その数を減じつつあるは最早疑ふべからざるの事実なり。……鹿は開拓使の初め本道到る処之を見ざるはなかりしも、乱獲の結果、一時はほとんどその跡を絶たんとするに到りしかば、明治十五年(二十二年の誤り?)鹿獲を禁止し、之を保護したる。以来漸次蕃殖し、近年地方によりて農作物を害すること甚だしきより、その禁止を解きしかば再びその産出を見るに到り、且下貂に次げる産出あり。その産地は釧路、檜山、網走、河西、浦河等の各支庁管内とす。」として、六、〇五六枚のシカ皮を産したことが記されている(28)。

その間、明治二十八年には狩猟法が公布され、全国的に「牝鹿ハ十月一日ヨリ七月十

五日マデ、牡鹿ハ十月一日ヨリ十一月三十日マデ捕獲スルコトヲ停止ス」と定められたが、とくに北海道では「保護期外タリトモ鹿ノ捕獲ヲ停止ス」という措置が、明治三十三年までとられていたのであった(註)。

その後のシカの捕獲数を「北海道庁統計書」から拾ってみると、明治三十八年に三八三頭、四十三年に一八三頭(うち河西一五五、その他釧路、浦河、函館各七〇八、その他六)、大正六年に四十八頭(釧路二〇、浦河一三、その他一五、河西は皆無)、八年にはわずか十六頭(河西七、釧路五、浦河四)と、年々いちじるしく減少していった。そのため農商務省では大正九年十一月に「左ノ通狩猟獸類ノ捕獲ヲ禁止ス。一、貂、鹿、一、禁止区域、北海道」として、全道のシカとテンを禁猟とした(註)。

この捕獲禁止は永らく続いたが、一方においては不心得な密猟者もかなりいたようである。昭和九年の「阿寒国立公園地帯の動物」には「……大正九年になって再びその滅亡を恐れてこれを禁猟にし、今日に及んだのであるが、僅かに残存したのも年々の密猟で日高の一部、十勝音更と阿寒地方に数へる程の鹿が辛うじて棲息している。阿寒地方では雌阿岳の西北足寄側の俗称濁川の溪谷に居り、越年しているものと思われる。雪上の足跡により十数頭棲息すると云はれ、仔鹿の跡もあり、繁殖増加の傾向がある。……昨年(昭和八年)十二月雌阿寒岳山麓で鹿を密猟したものがあつた。」とあり、付記された斜里岳の項には「鹿の棲息することを聞かない。」と記されている(註)。

しかし第二次大戦が激化するとともに、壮年男子の出征、火薬の入手難などで密猟者もへり、シカの生息数は徐々に回復してきた。終戦を迎えた頃には、日高を中心として、十勝、北見、釧路の国境付近などかなりのシカの姿を認めるようになり、その一部は進駐アメリカ軍將校の特権的ハンティングの対象として獵獲されたという(註)。

#### 戦後のシカの解禁

終戦とともに多くの人々が外地から引きあげてきた。この人たちに生活の場をあたえ、あわせて食糧危機をのりきるために、緊急開拓事業の実施が国策として決められ、北海道にも多くの開拓者が入殖した。開拓者が入殖したところは、それまでの土地利用ではかえりみられなかった山間へき地が多く、幾多の悪条件と闘いながら、僅かばかりの農作物の収穫が期待できるようになった時期は、皮肉にもシカの生息数の回復期と一致していた。シカの害は山間に点在する農家の畑に集中するので、被害を受ける農家に

(表3) オスジカ捕獲数

(有害駆除には若干のメスジカを含む)

年次	狩 猟	有害駆除	計
昭32	278頭	142頭	420頭
33	372	189	561
34	434	229	663
35	552	211	763
36	1,170	333	1,503
37	1,528	301	1,829
38	1,526	722	2,248
39	2,503	656	3,159
40	2,494	737	3,231
41	1,688	658	2,346
42	2,225	407	2,632
43	1,876	392	2,268
44	2,693	215	2,908
45	2,175	130	2,305
46	1,772	41	1,813
47	3,563	113	3,676
48	1,207	99	1,306
49	1,279	115	1,394
50	1,415	173	1,588
51	2,577	239	2,816

とっては死活にかかわる深刻な問題となった。

そこで昭和二十六年に道では日高の様にシカの猟区を設定した。それはシカによる被害を防除することと、やがて予想される解禁にそなえて、ハンターをシカ猟になれさせる意味あいをもっていた。この猟区は昭和三十一年まで六年間つづけられ、毎年四、八日間開猟され、四、五十名が入猟し、五、十一頭のオスジカが捕獲された。

一方、昭和三十年からは農林業被害地におけるシカの有害駆除が認められることとなり、昭和三十年に二頭、三十一年に四五頭、三十二年に一四二頭が駆除された。また昭和三十二年からは、農林業被害の多い、日高、十勝、網走支庁管内の一部町村で、オスジカの捕獲禁止解除区域の設定が行われた。その後のシカの捕獲数は表三のとおりで、近年は毎年千数百頭から二千頭あまりが捕獲されている。

釧路支庁管内では昭和五十一年まで解禁されなかったが、その生息数は近年かなり増大してきているらしい。そのことは、国道を横切ろうとしたシカが自動車に衝突したり、列車にひかれたり、犬に追われて市街地にとびこんだり、あるいは人目にふれやすいところで衰弱しているのを収容されたりするシカが急激にふえてきていることから推察できる。釧路支庁管内におけるこの種の事故件数は左のとおりである。

○件 昭四三(年度) 昭四四 昭四五 昭四六 昭四七 昭四八 昭四九 昭五〇 昭五一  
一 〇 一一 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

このためマリモ国道(国道二四〇号線)などには、ドライバーに対してシカの飛び出しに注意するよう、道ではシカの頭を圖案化した交通標識を設置した。純粹の野生動物

に対して、この種の標識が必要な地域は全国でもそう多くはないだろう。

しかしシカが増えてきたからといって、その解禁にはまだ問題点が多い。昭和四十七年、北見地方に局地的大雪が降ったときは、雪に足をとられるシカの群にハンターが殺到し、メスジカを含むシカが大量に捕殺され、世間からはハンティング アニマルと批判された。この事件をきっかけに鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（施行規則第四条）はシカの一人一日あたりの捕獲数を一頭と制限するように改正された。しかし野生鳥獣の乱獲を防ぐには一人一日何頭ということだけでなく、シーズンあたりの捕獲数とハンターの総数を制限すべきであるが、残念ながら現在の日本では仮にそれが実施されても、実効を担保する監視システムが追いつかない。

また現在の捕獲数がシカの全生息数のどのくらいの割合になっているのかも、よくは解明されていない。道としてもその調査につとめてはいるが、現在のところは、貯金残高がいくらあるのか解らずに銀行から現金をひきだしているような不安な一面が残る。

その一方でシカの生息数がふえ、農林業に被害がでれば、その苦情は鳥獣保護サイドに集中する。そして農林業の被害を防止するためには、狩猟によってシカの生息数を押えなければならぬのが実情である。

できることであれば、狩猟はやめさせ、有害鳥獣駆除は狩猟ではなく行政の責任で行い、しかもまだ被害がでる場合には共済制度などによって補償する、というようになることが理想であろうが、現段階ではまだ遠い夢である。ただいづれにしても、北海道のシカは明治以来、二度にわたり絶滅寸前の状態から回復したものであり、今後のシカの消長も、われわれ人間の責任に帰するところが大きいといわなければならない。

### △註▽

- (1) 知里真志保・分類アイヌ語辞典（知里真志保著作集別巻1、昭五二）一七二頁。
- (2) 佐藤玄六郎・蝦夷拾遺（北門叢書I、昭四七復刻）二七五頁。
- (3) 松前広長・松前志（北門叢書II、昭四七復刻）一九五頁。
- (4) 平秩東作・東遊記（北門叢書II、昭四七復刻）三六四頁。
- (5) 更科源藏・アイヌ語地名解（昭四一）一二七頁ほか。
- (6) 犬飼哲夫・北海道の鹿とその興亡（北方文化研究報告、昭二七）a一八頁、b二八頁、c四一頁。

- (7) 松浦武四郎・東蝦夷日誌（時事新書、昭三七）一六〇頁。
- (8) 松浦武四郎・西蝦夷日誌（時事新書、昭三七）一二五頁。
- (9) 松前蝦夷記（松前町史料I、昭四九）三八七頁。
- (10) 串原正峰・夷謠俗話（日本庶民生活資料集成四、昭四四）a五〇四頁、b五〇四頁。
- (11) 札幌区史（昭四八復刻）a三九〇頁、b一〇頁。
- (12) 開拓使事業報告（明一八）a III物産四八頁以降およびII勸農四八五頁以降、b III物産七九四頁。

- (13) 南鉄蔵・北海道総合経済史（昭五一）三三八頁。
- (14) 北海道志（昭四八復刻）上巻a四〇〇頁、b三九八頁。
- (15) 開拓使顧問ホラシ ケブロン報文（新撰北海道史料II、昭一一）四五六頁。
- (16) 藤原英司・黄昏の序曲―滅びゆく動物たちと人間と（昭四七）五三頁。
- (17) 俵浩三・開拓使時代の鹿の保護政策（林・昭五一、五月号）a四〇頁、b四一頁。
- (18) 栃内一彦編・父と語る（昭四三、自家版）五頁。
- (19) 高倉新一郎編・エドウィン・ダン―日本における半世紀の回想（昭三七）八六頁。
- (20) 千歳市史（昭四四）四八九頁。
- (21) 北海道庁布令全書（明二二）二三頁。
- (22) 上代知新・北海道銃猟案内（明二五）a二九頁、b三二頁。
- (23) 殖民公報（明三五・一〇号）九一頁。
- (24) 林野庁・鳥獣行政のあゆみ（昭四四）五三四頁。
- (25) 道自然保護課資料
- (26) 犬飼哲夫・阿寒国立公園地帯の動物（昭九）一三頁。

## 二、エゾオオカミ

### エゾ地のオオカミ

オオカミのことをアイヌ語では、オンルプシカムイ（狩をする神）あるいはオーセカムイ（ウォーとほえる神）などと呼んだというが、いかにも肉食獣にふさわしい名前である。北海道にいたオオカミはエゾオオカミといわれ、シベリア大陸などにすむオオカミの亜種で、ニホンオオカミよりも大型であるとされている(1)。

しかしその生息数はそれほど多くはなかったらしい。「松前蝦夷記」（享保二年、一七二七）には「松前蝦夷地に無之品大概。米、塩、猪、青鹿（カモシカ）、猿、狼、牛、

雉子、山鳥、トキ、五位鷲、ラントリ」と記されている。当時の松前の人はエゾ地にエゾオオカミ（以下単にオオカミと記す）がいることを知らないで過せるほど、とくに被害を受けることもなかったのである。「松前志」（天明元年・一七八一）には「狼近ごろ北地方より海上を渉り来れるにや、未だ夷地山中に在ることを聞かざりしに、今は西北部の深山に住みて害をなすよし也。」とあるから、オオカミはようやくこの頃から、和人に存在を知られるようになったものと思われる。

安政三年（一八五六）の「協和私役」には天塩海岸の情景として、「海に傍ふて行く事一里半、腐鯨の肉海浜に漂着するを見る。其辺熊及狼の跡、斑々海砂中に印せり。…導者に問て云、熊狼と共に食ふ乎、かつて食を争ふて喧嘩する無きや。是いづれか強くいづれか勝つや。導者云ふ、狼もとより熊の強力を畏れてあへて近づかず、熊もまた狼の矯捷を忌む。然れども狼時々熊を欺きて其子を食ふ。熊是を制する事能はずと。」という描写がある。

また寛政四年（一七九二）の「夷諺俗話」には、「宗谷運上屋の女犬其所へ付行ぬたりにしが、山深く入たるや、狼の子をやらんで漁場にて産落したり。是を見るに、狼の子三匹なり。其時狼一匹其所へ出来たり付居たりしが、狼と母犬として産たる子三匹を山深くくわえ行きたり。其後も右の女犬は漁場へ戻りたりしが、直に山へ行き久しく帰り来らず、夫より程へて山へ行くもの、右女犬の首と尾と喰ちらしたる躰にて残しありしを見たるよし。」とある。

明治七年に大雪山へ地質調査に入ったライマンは、「石狩川ノ急灘上ニ於テ見タル如キ大犬、或ハ山犬ノ足跡トモ云フベキモノヲ認タリ。是即チ狼ノ足跡ニシテ、其獸ハ日本ノ狼ヨリハ、一倍モ大キク、馬ヲモ食殺スト云ヘリ。熊ノ足跡モスコブル多ク、鹿ハ殊ニ許多ナリ。」と記録している。

#### 家畜を襲うオオカミ

オオカミは北海道中いたるところにいたシカを主食として生活していたが、明治十二年の大雪によりシカが激減すると食糧が乏しくなり、ちょうどその頃から北海道に多くなりはじめていた牧場の家畜を襲うようになった。

明治十六年に弟子屈地方へ出張した根室県の係官の復命書の一節には、「狼、馬ヲ害スル事昨年来殊ニ甚シク死傷二十四頭。偶々母馬ハ喰殺サレ、其子ハ尻肉ヲ喰ヒ取ラレ

タルニ逢フ。其惨状殆んど熟視スルニ忍ビズ。鹿ノ減少セシハケダシ馬ノ害セラルル甚ダシキ一因ナリト聞ク。」と報告されている。

このようなオオカミによる牧場の被害がもっとも深刻だったのは日高の新冠牧場であった。新冠牧場は明治六年に牧場として聞かれ、明治十年以降エドウィン・ダンの指導により、しだいに本格的なものに改良されていった。明治十年代の新冠牧場について、ダンには次のように回想している。

「北海道の狼は手に負えない獣ではあるが、目標になる獲物のある限り人間にとって危険はない。その当時、冬の数カ月間、彼等は専ら非常に豊富にいた鹿を喰って生きていた。…（狼の）分布は島中に広く散らばっているのが普通で、一方所にかたまっているということは殆んどなかった。われわれがたくさんの馬を一つの囲いの中に集めたということが、遠近さまざまな地方から狼を誘い寄せたに相違ない。彼等はかけ離れた放牧地の中で、仔馬を殺してしまつてからまもなく、今度は親馬の方を殺し始めた。情勢があまり深刻になって来たので、われわれは狼を絶やしてしまふか、あるいは新冠における馬の育成事業を打ち切ってしまうか、どちらかに決めなくてはならなくなつた。狼を全部追跡して狩り尽してしまふことは望みがなかつたので、東京と横浜へ手に入るだけのストリキニーネを全部送るよう注文し、更に、これだけではわれわれの目的には不十分かも知れないことを恐れて、サンフランシスコにも追加注文をした。

…最初の日には五匹か六匹の死んだ狼が発見された。…その後一週間か十日の間は毎日何匹かの取獲があつたが、更に日が経つと、一匹かそこらが時たまとれるだけになつた。その後数週間のあいだは何の獲物も得られず、ついに狼は一掃されてしまつた。」

もし日本人だけで新冠牧場が経営されていれば、後述するように、おそらくこれほど徹底したオオカミせん滅作戦はとられなかつたのではないかと思われる。

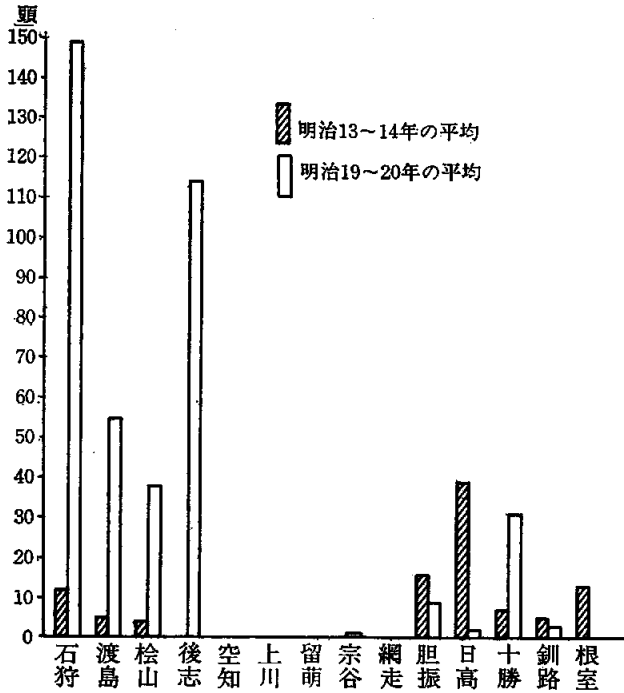
#### オオカミの捕獲奨励金

文化年間（一八〇四〜一八一七）にエゾ地を幕府が直轄するようになると、函館地方の人家近くにオオカミやクマが出没した場合には、奉行が期日を定め、証書をとつて銃砲を貸し与えるという有害獣駆除施策が行われるようになった。

明治になると、開拓使では明治八年に函館支庁管内で、オオカミやクマが田畑を荒し



(表4) オオカミの地域別、年代別捕獲頭数



て困る場合には、被害者が正副戸長などへ届出るようにし、届出を受けた役場は「直チニ銃手を召集シ駆逐砲殺、臨機ノ指揮ニ及ブベシ」という体制をととのえた<sup>(10a)</sup>。  
 明治十年九月には、本庁ならびに函館支庁管下で、オオカミおよびクマの害を防ぐために「自今該獣ヲ捕獲スルモノハ熊、狼共ニ一頭金二円ヲ給スベシ。但シ猟獲者ハ該獣ノ阿耳ヲ以テ開報スベシ」という捕獲奨励金制度を発足させた<sup>(10b)</sup>。この奨励金は翌十一年にはオオカミ七円、クマ五円に値上げされ、捕獲の証明は阿耳ではなく切断した四足に変更された<sup>(10c)</sup>。さらに明治十五年にはオオカミ奨励金が十円になった<sup>(11)</sup>。  
 このためオオカミの捕獲数は、表二(40ページ)にみるように、明治十年の十二頭から明治十四年の一二頭まで年々増加した(新冠牧場の毒殺は含まれていない)。明治十九年には四二頭もの記録がある<sup>(12)</sup>。この奨励金はオオカミの被害が減少したため明治二十一年に廃止されたが<sup>(13)</sup>、大飼哲夫「北海道産狼とその滅亡経路」によると、そ

れまでの間に少なくとも一、五七八頭以上のオオカミが捕獲されたという<sup>(14)</sup>。  
 オオカミの捕獲数を開拓使事業報告と北海道庁統計書によって、地域別・年次別(明治十三~十四年、十九~二十年)に整理してみると表四のとおりとなり、非常にはっきりとした一つの傾向をよみとることが出来る。

すなわち、明治十年代前半は、胆振、日高、十勝、釧路、根室など道東地方での捕獲が多かったのに対し、明治十九・二十年になると、道東地方の捕獲数が減る反面で、石狩、渡島、桧山、後志の道央、道南地方での捕獲数が急増している。そして空知、上川、留萌、宗谷、網走地方では両年代ともほとんど捕獲されていない。これはオオカミが、明治十年代前半はまだエゾシカの多かった日高、道東方面に集中していたが、シカの激減とともに、すでに開拓の進んでいた道央、道南地方の家畜を集中的に襲うようになったものであろう<sup>(15)</sup>。またこの表からもオオカミは集団的に広い地域を移動しながら生活していたことが推測できる。

ところでオオカミの捕獲奨励金制度はどのような発想のもとに生まれたのだろうか。古来の日本には、ニホンオオカミがいたが、オオカミは大神ともいわれるように、庶民、とくに猟師から尊敬される存在であった。大和から紀伊にかけての山間では、オオカミを山で見かけても撃つことはしないで、むしろオオカミがワナにかかるのを殺さずに助けて逃がしてやる習わしがあったという<sup>(16)</sup>。また東北地方の農民は「この辺は鹿出て田畑をあらすゆえに、狼のいるを幸いとせるゆえか、……夜中狼に合ふ時には、狼どの、油断なく鹿を追うて下されと、いんぎんに挨拶して通ることなり」と「東遊雜記」(天明八年・一七八八)に記されているように<sup>(17)</sup>、オオカミに対し一種の親しみと信頼感さえもっていたのであった。前橋藩の記録にも「猪・鹿・狼荒れ候時、随分追ちらせ、夫にても止らず申候はば、……日切を定め打たせ申すべく候」とあって、殺すことよりも先ず追ひ払いよう奨励されていたことが察せられる<sup>(18)</sup>。

なおたとえは岩手県の一部では、文化三年(一八〇六)の記録に「狼取候者に御褒美下由被仰付、桂子沢にて二匹取指上、御褒美として五百文頂戴」とあるというが<sup>(19)</sup>、一般的な日本古来の人々とくに牧畜を伴わない農耕民の感覚としては、有害獣駆除としてオオカミを殺すことはあっても、積極的に捕獲奨励金を出して、これを絶滅してしまおうという発想は生まれにくかったであろう。

ところが御雇外国人の地質学者ライマンは、一八七四年(明治七)に道内の調査を行った手記の一部に、「熊、狼ノ山中ニ群集スル一鹿ヨリハ少キコト方々タルモ一恐ラクハ、牛、羊ノ移畜ニ妨碍アラシ。依テ、此獸ヲ殺シ尽サン為、他国ノ方法ニ拠リ、之ヲ捕獲スル者ニハ、賞金等ヲ与ヘ、尚一層、鼓舞セラレンコト緊要ナランカ。」と記している(66)。開拓使の捕獲奨励金がその後まもなく開始されたところをみると、やはりこの制度も西欧からの移入であると見なすことができよう。

ライマンが「他国ノ方法ニ拠リ、……殺シ尽サン為」というとおり、西欧では牧畜が盛んだったこともあり、家畜を害するオオカミには古くから懸賞金がつけられていた。古代ギリシャの時代にはすでにオオカミ退治に賞金が与えられ、中世ヨーロッパでは貴族が自からの武勇を誇示するためにオオカミ狩りが盛んとなり、ときにはオオカミを倒した男に「爵位」が贈られた。またオオカミを撲滅することに尽力した者には、その土地が下付される地方もあり、イングランドでは罪人が一定数のオオカミを殺せば罪が許される制度さえあったという(67)。明治のはじめ頃、アメリカの西部開拓時代にもっとも派手にオオカミが懸賞金つきで殺された時代であり、シートン動物記の「狼ロボ」のような物語りがたくさん伝えられている。

開拓使の御雇外国人たちは、一方ではシカなどの保護のためにアイヌが毒矢を使うことを「残酷だから」といって禁止、他方ではオオカミを「殺し尽さん為」に毒殺作戦を展開した。ここには、人間が自然を支配し、人間に都合のよい自然はこれを育て利用するが、都合の悪い自然は仮借なく切り捨ててゆく、という当時の西欧の合理精神がよくあらわれているといえよう。

### オオカミの絶滅

こうして北海道のオオカミは明治二十年代にほとんどいなくなり、犬飼哲夫「北海道産狼とその滅亡経路」によると、明治二十九年に函館の毛皮商が何枚かの毛皮を輸出したという記録を最後にして、この世から姿を消してしまったのである。そしてオオカミが意外に早く絶滅した理由として、その習性がヒグマとちがいで、冬も休眠せずじびしい条件の中で餌をあさらなければならず、かつ集団生活をするから一網打尽にされやすかったこと、などをあげている(68)。

オオカミが絶滅したことについては、ある種の淋しさを覚える人が多いであろう。し

かしかりに、これほど積極的な駆除策をとらなかつたとしても、オオカミは早かれ遅かれ絶滅への道を歩んだことと思われる。また、もし現在も何頭かのオオカミが北海道に残存しているとしたら、われわれはこのオオカミを絶滅から救うために手厚い保護を加えるだろうかと考えると、これはなかなか難しい問題である。

西ドイツでは一三〇年前にオオカミが絶滅してしまつたが、先ごろバイエルン森林国立公園内の自然動物園から、オオカミ七頭が集団脱走するという事件がおこつた。バイエルン州政府では直ちにオオカミの射殺許可をだしたが、自然保護団体が動物学者から、「野生のオオカミは人を襲わない」「赤頭巾ちゃん」が、オオカミに喰われたのは童話にすぎない」と反対の声があがつたため、やむなく射殺許可を取り消した。ところがそれから七週間目に、一少年がオオカミに襲われるという事件が発生してしまい、州政府は再び射殺の方針にふみきつたという(69)。この事件がもしも日本国内で起こつたとしたら、おそらくは同じような論議をよび、同じような経過をたどつたのではないかと思ふ。

### 〈註〉

- (1) 犬飼哲夫・北海道産狼とその滅亡経路(動物及植物一巻八号、昭八) a 一三頁、b 一六頁、c 一七頁。
- (2) 松前蝦夷記(松前町史史料編Ⅰ) 三八六頁。
- (3) 松前広長・松前志(北門叢書Ⅱ、昭四七復刻) 一九七頁。
- (4) 窪田子蔵・協和私役(日本庶民生活資料集成四、昭四四) 二三六頁。
- (5) 串原正峯・夷諺俗話(日本庶民生活資料集成四、昭四四) 五〇九頁。
- (6) 来曼氏北海道記事(新撰北海道史史料編Ⅱ、昭十一) a 二八二頁、b 三五五頁。
- (7) 弟子屈町史(昭二四) 二二頁。
- (8) エドウィン・ダン―日本における半世紀の回想(昭三七) 六九頁。
- (9) 開拓使事業報告(第二編、明一八) 四九七頁。
- (10) 北海道志(昭四八復刻) 上、a 三九八頁、b 三九九頁、c 三九九頁。
- (11) 上代知新・北海道銃獵案内(明二五) 二六頁。
- (12) 北海道庁統計書(明一九) 三〇二頁。
- (13) 明治二一・二二「熊狼殺獲者へ手当金給与方」廃止。
- (14) 千葉徳爾・狩獵伝承(昭五〇) 一五四頁。

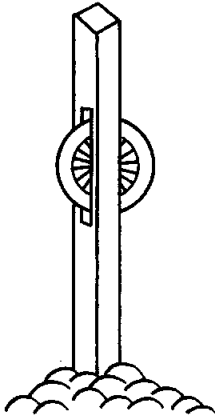
- (15) 古川古松軒・東遊雜記（東洋文庫、昭三九）二二三頁。  
 (16) 林野庁・徳川時代に於ける林野制度の概要（昭二九）二四三頁。  
 (17) 高橋喜平・遠野物語考（昭五一）四八頁。  
 なお、その後の高橋氏からの御教示によると、南部藩内では江戸中期にはすでに「狼取」という職業があり、毒殺も行われていた。天保十一年、北野牧場では七〇匹も狼を獲ったという記録があり、賞金は一匹について一貫文であったという。  
 (18) 藤原英司・黄昏の序曲——滅びゆく動物たちと人間と（昭四七）二一六頁。  
 (19) 毎日新聞・昭五一・二・二七および五一・三・二三。

### 三、ヒグマ

#### エゾ地のヒグマ

ヒグマは本州のツキノワグマにくらべるとはるかに大きく、顔が細長く、胸に三日月形の白斑がないのが特徴とされているが、文化二年（一八〇五）に幕吏のエゾ地調査にさいして書かれた「東海參譚」には、「飼ふ所の熊といふを見るに、面に殊に長く馬の如し。鼻骨尖也。額上より毛の色金色也。殊に月の輪なし。吼る事牛の声に似たり。熊にあらず熊也。」と、その特徴がよく記されている。

ヒグマ（以下単にクマと記す）は凶暴で昔から人に恐れられた存在だった。「北海道筆」（元文四年・一七三九）には、「蝦夷の熊は餘國にこれ無き大熊にて、荒れたる時は人に向ふ。其強力敵すべからず。松前にも度々里へ出て馬を取るゆへ、鉄砲にて打留れども、打所あしき時は、三玉、四玉にてもとまらず。とまらぬ時は打ちたるもの必ず害せらる。それ故鉄砲打つ者なく、ますます横行する事有。」とクマによる人畜の被害の多かったことが記されている。当時の鉄砲は性能がおとっていたから、三玉、四玉でも仕とめることができず、手負い熊も多くでたであろう。



クマに殺された人の菩提車  
（東遊雜記）

・一七八八）には知内付近の情景として、「山の頂より八方を見るに、大樹茂りし深山連りて、所どころにかの熊にとられし人の追善に建てし大なる卒都婆あり。土人菩提車と称す。行来の者の念仏を唱え車を廻して行くとなり。凶の如し。年々この山中にて取られし人数多にて、新しく建てし卒都婆も十本ばかりも見かけしことなり。」とあり、さらにつづけて、馬がクマに襲われる様子などを詳しく記し、「世に鬼住国と称せるはかかる地のことなるべし。」といっている。

人間とクマの対決は決定的なことであった。寛政十一年（一七九九）に東エゾ地は幕府の仮直轄となったが、その年の六月末、日高の浦河海岸に寄鯨があった。その臭いにさそわれて大きなクマが現われ、アイヌ小屋なども襲ったので大さわぎとなった。さっそく幕吏の細見権十郎、西村常蔵らが数日間わたって山中にクマを追跡した。クマが「權十郎を目懸けて飛かかる所を、刀をぬぎ、彼熊の咽喉を突く。其儘常蔵へ飛かかる所を、同じく刀をぬひて目より口へかけ切下たり。此二箇所の手に弱りてただよふ所を津軽家の足軽ども鉄砲を打かけ、終に打留ぬるよし。此熊大き九尺七寸餘のよし。」と「休明光記」（文化四年・一八〇七）に記されている。この手柄話は江戸にも伝えられ、「兩人共いかに手際よく在勤之儀、勇氣も引立候働きにて、一段の事に候。」という賞詞をたまわり、その後の昇任が約束されたという。

このようにクマは和人にとっては恐ろしい存在であったが、アイヌはとくに恐れることもなかった。「東遊雜記」にも「松前にては熊を恐るること鬼神の如く、しかるを蝦夷人は熊を取りて食事とすることにて、山林に入りて熊に逢いても少しもおそれず」とある。したがってたとえば「近世蝦夷人物誌」（安政五年・一八五八）をみても、女の身でありながら山中で大クマを刺した列婦モレワシハをはじめ、左手をクマにかみつかるや自ら山刀で左手首を切落し、右手一本でクマを仕とめた獵人ブヤツトキなど、アイヌがクマに打ち勝つ武勇伝は枚挙にいとまがない。

アイヌがクマを恐れぬ理由について、知里真志保は、「熊を射殺すなどと云ふ気持はアイヌには全然ない。第三者から観れば、アイヌが熊を射殺すとか見えなないことでも一歩アイヌの気持の中に立ち入って見れば、熊にその人間が気に入って、この人間なら自分の肉体を神位として与へてもよいと思ひ、自分から、その人間の八客となるのである。このやうに熊は本来人間に肉体を与へるために人間の里へ現れるのであるから、

従って心に疚しくさへなければ何も熊を恐れる理由も必要もない訳である。山中で熊にひよっこり出会ったとしても、熊の悪口を云ったことのない人間には、熊の方からは決して危害を加へることが無い。」と説明している(80)。

またアイヌの娘が山中でクマに会って害をこうむりそうになったら、モウル(肌着)の裾をまくってお尻を出し、大切なところを露出してはたばさせながら、見たいものを 見たくて お前は来たんだろう よくよく見よ とつくりと見よという呪文を唱えると、どんな性の悪いクマでもかかってこないと言いつづけているという(81)。これもクマを恐れてはできないことである。

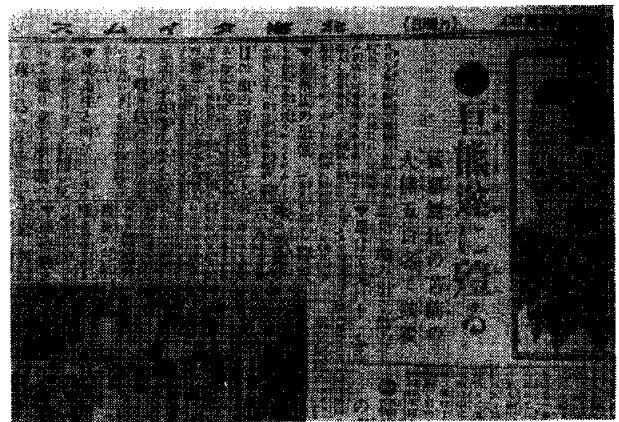
#### クマによる人の被害

「世に鬼住国と称せるはかかる地のことなるべし」の言葉で象徴されるように、北海道では昔からクマに死傷させられた人々が多く、とくに明治以降の開拓はある一面では人間とクマの対決の歴史であったといえる。

クマによる惨劇は最近になっても跡をたたない。昭和五十一年六月には国立公園支笏湖の風不死山麓で、山菜とりなど二人が殺され三人が重傷を負わされた。昭和四十五年七月には、日高山脈のカムイェクウチカウシ山で登山者三人が殺されるという事故がおこった。

明治以降の事件でよく語りつがれているものなかには、丘珠、古丹別の事件をはじめ、石狩沼田の村祭り帰りの人々が襲われた事件(大正十二年八月、四人死亡、三人重傷)、現職の道会議員の遭難(大正七年六月、トムラウシ山中で狩猟中、手負いクマの止め足にあつて死亡)、あるいは共同墓地に土葬した死体をクマが掘りだして喰った事件(明治三十七年九月滝川、三十八年七月幌別、四十三年十月国後など)、など悲惨なものがたくさんある。

このうちとくに有名な丘珠と古丹別の事件を、比較的古い記録から拾ってみよう。八田三郎「熊」(明治四十四年)には丘珠事件が、「頃は明治十一年十二月二十五日の夜、石狩の国札幌郡、札幌の市街とは目と鼻の位置にある丘珠村に一頭の巨大なる熊が現はれて、炭焼小屋を襲ひ、主人堺倉吉と、生れ立ての嬰兒と雇人とを食うて立去った。熊は屯田兵士に止められ、其屍は当時の札幌農学校に送って解剖し、胃腑の中から遭難者の肢体大部分を得た。熊は剥製して今尚札幌農科大学付属博物館に陳列せられ、胃



古丹別クマ事件の新聞(大正4. 12. 20)

腑の内容たる遭難者の遺骸は酒精漬とし、之も同博物館に保存せられ、世に隠れなき標本と為つてある。」と記され、さらに当時存命中であった遭難主人の妻(負傷者)からの聞き書きとして、「当夜は非常な雪降であつた。師走の忙さに昼の疲れも一入で、炉に炭を焚きたてて安き眠りに就いた。一睡交醒む間もなく、丑の刻と思しきに、暗黒なる室内に擾しき物音がした。倉吉は目を覚し誰だつと云ふ間もあらず、悲鳴を挙げた。やられたのだ。妻女は夢心地に先程からの物音を聞いたが、倉吉の最後の叫びに喫驚し、裸体のまま日も経ぬ嬰兒をかかへて立上った。此時背肌にはザラッと觸れたのは針の刷毛で撫でた様な感じがした。熊に觸れたのだ。」とその情況が記されている(82)。

明治三十一年に深谷鉄三郎が語った「札幌昔話」によると、この丘珠のクマは解剖されるに先だつて警察の前でサラシ物にされたという(83)。明治のはじめ頃は札幌の都心にさえもクマが現われることがあり、明治十年には札幌で四人の男がつきつぎにクマに喰われる事件が起きた(84)。明治十八年には道庁にもクマがきた。それは「(クマが)円山神社の横から出て来たので、あれから札幌を通つて札幌村を暴れ廻り、その帰り道に道庁へ飛び込み、それから一等官舎を一回りして今度は裁判所に飛び込み、ついにどう戸迷ひしたか対馬さんの酒造庫の中へ飛び込んでしまったので戸を締め、ついにあの酒造庫の中で取押えた」のだという(85)。

また古丹別事件を当時の新聞でみると、大正四年十二月十四日の北海タイムスには、

熊害公報・苦前の大椿事」として、「昨紙欄外掲記の如く、九日午後七時頃、天塩国苦前郡苦前御料地サンケベツ農家に巨熊乱入し、太田幹雄（九つ）を咬殺せし上、其母マヨの行方不明になり多分猛獣が咬へ去りしものならんとの電報道庁へ達したるが、引続き十二日又もや巨熊民家を襲ひ、五名を殺し五名を負傷せしめたりとの公報あり。道庁保安課よりは直ちに羽幌警察分署へ向け、地方青年会の重立つもの及旧土人をして獲殺せしめ、民心を安ぜしめるやう打電したれば、同分署長菅貫氏は署員並びに村民を督励し、熊退治に大活動せりと。」と事件の第一報がのつてゐる。つづいて十二月十六日付には「大熊と死傷十二名・熊は未だに捕獲されず人心頗る恟々の有様」とあり、十二月二十日付に「巨熊遂に屠る・猛悪無比の苦前の大熊五百名で銃殺」と報ぜられてゐる。

当時は新聞の取材体制が不十分であり、また現場がへき地で、しかも大混乱をしてゐたため、事件を伝える内容はそのつど異なつており、「熊害大惨事の詳報」が報ぜられたのは事件発生後十日もたった十二月二十一日のことである。それだけにこの古丹別事件はさまざまに伝えられており、真相がつかみにくい。この事件をもっとよく考証した木村盛武「史上最大の熊事件」によれば、第一の惨事は十二月九日午前、太田宅でおこり二人が殺され、うち一人の死体は屋外にもちさられて喰われ、残体は雪中に埋められていた。翌十日救援隊がこのクマを見つけて発砲したが逃げられた。第二の惨事は十日夜、太田宅の通夜の席にクマが乱入したことではじまり（死傷者なし）、さらにその返り足で女子供が避難してゐた明景宅を襲ひ、妊婦を含む四人（胎児をいれて五人）を殺し、三人を負傷させた（負傷者の一人は咬傷で後年に死亡）。十三日夕刻には避難して空屋になつてゐた近隣の家を軒なみ荒して食料や家畜を物色した。このクマを撃ちとつたのは十四日で、七、八才のオス、体重三四〇キログラムだつたという。

この悲惨な話とは別に、事実と作り話の混血児のようなユーモアのある話もある。ニンシ倉庫を襲つたクマがカズノコをたらふく喰べ、そのあと水を飲んだところ、カズノコが膨張して腹が破れて死んでしまつた（東遊雑記）とか、クマに追われた少年が窮余の一策として、はいていた下駄をぬいでクマに投げたところ、大口をあけていたクマの口の下駄がはまつてしまつたので助かつた（明治初年道南地方）とか、クマに追われた婦人がとつさに木に登つて難をさけたところ、クマも木に登つてきたので恐ろしさのあまり小用をもらしてしまつたが、それがクマの目に入ったのでクマは驚ろいて木から下

り落ち、そのはずみに下方にあつた鋭い切り株に尻を突きさされてクマが死んでしまつた（大正中期道東地方）などという話をきく。これに類する確実な話としては、昭和三十六年六月に中山峠付近で工事飯場の残飯あさりをしてゐたクマが、石油カンに首をつつこんだところそれが抜けなくなつてしまい、目が見えないので国道にさまよひで、あえなくトラックにひかれて死んでしまつた、というのがある（註）。

#### 被害の実態

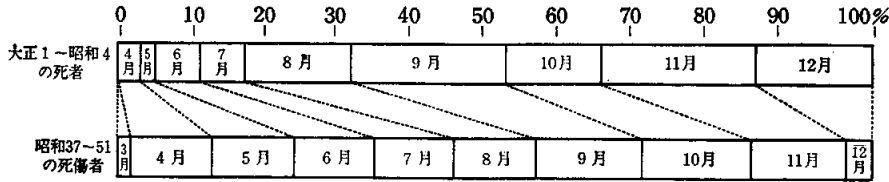
クマによる人の被害について、いつ、どこで、どのようにして事故が発生したかを、体系的に明らかにする資料は意外に少い。ここでは犬飼哲夫「熊による人の被害」によつて知り得る大正、昭和初期の実態と、最近の道自然保護課資料および萩千賀主事が集めた昭和三十七年秋以降の新聞切り抜きを分析して得られる実態をもとに、新旧の比較などを行つてみよう。

まず死傷者数についてみると、明治三十七年から昭和八年までの三十年間に、北海道内でクマに殺された者は一〇三名、負傷者は二二七名で、年平均では死者三、四名、負傷者七、六名となつてゐる。一方これに対し昭和三十年から五十一年までの二十二年間についてみると、死者は三四名、負傷者は六七名で、年平均では死者一、五名、負傷者三名となつており、クマによる被害者は昔にくらべ半分以上に減つてきてゐるということができる（なおクマによる被害は、牛、馬、綿羊などの家畜、稲、麦、トウモロコシ、スイカなどの農作物についてもかなり大きなものがあるが、ここではふれない）。

また人の被害の季節別発生率について、大正元年から昭和四年にいたる十九年間の死者六一例と、昭和三十七年秋から五十二年春までの死傷者五六例（死者二八名、負傷者二八名）をくらべてみると、表五のとおりとなる。これで見ると、昔は八月以降、秋から初冬の事故発生が多かつたが、最近では四、七月の、春から初夏にかけての事故発生率が高まつてゐることが知れる。一般にクマによる被害は、クマが冬ごもりをひかえて大食する秋に多くなるのが普通であるが、最近では春グマ狩猟（有害獣駆除）や春の野外レクリエーションもふえてゐるので、これらが季節別発生率の変動をもたらし一因となつてゐると考えられる。

つきにクマによる人の被害の原因であるが、「熊による人の被害」では、クマが人間を害する場合として、(一)仔熊を連れられた母熊、(二)偶然に熊に出会し熊が驚き恐れられた時、(三)

(表5) ヒグマによる事故発生の月別割合



(表6) ヒグマが人を襲う動機と発生件数 (昭37~51の56例)

動機	説明	発生件数
ばったり出会う 積極的襲撃	突然人間に出会うと、驚ろき、恐れ、自己防衛のため襲う。 ⑦ 人間が近くになると、自らの行動圏をおかされたと思い、排除するために襲う。または自分の獲物と思っているものを人間にとられた場合に襲う。	12件 20
手負いグマ 狩猟反撃	⑧ 人間のところへ行けば食料があると思ひ襲う。 ⑨ 肉食の味を知ると、次々に人畜を襲う。 狩猟で手傷を負われ、人間に敵意をもっているため襲う。	9 10
仔づれメス 穴もたずグマ	母グマが仔グマを守るため本能的に襲う。 冬ごもりができず、飢えと精神不安で襲う。	2 1
その他	⑩ 冬ごもり穴の近くで行動し、安眠をさまたげたので襲われた。 ⑪ クマは襲ってこなかったが、人間がクマを見てショック死した。	1 1

狩猟により負傷したいわゆる手負熊、凶熊が自ら好んで人間を襲いこれを喰う場合、この動機分類を参考にしながら、昭和三十七年秋から五十二年春までの死傷者五六例について新聞記事から判断し得る範囲で、クマが人を襲う動機とその発生件数を分類整理した。

(表7) ヒグマによる人身事故発生時の行動作業 (昭37~51の56例)

作業等の内容	発生件数
狩猟	21件
農作業	11
釣り	7
登山	7
その他	7
学、国、道、歩行等	5
その他	4

たためクマが自分の行動圏をおかされたと思って攻撃し、さらに人間の肉の味を知り次々に襲った——と手負いが重複していると考えられる。

一方、人間の側からみると、つまりどんな行動をしているときクマに襲われたかをまとめたのが表七である(さすがに最近では丘珠、古丹別のように家屋内にいる人が被害を受ける事例はみられなくなっている)。これで見ると、やはり山道などではばったりとクマに出会うことは危険であり、また凶悪な、積極的襲撃を加えてくるクマも多いことが知れる。もっとも人間とクマの出合い回数は、年間に二、三千回はあるといわれているので、昭和三十七年から五十一年まで約三万回以上の出合いの中の三二件は、確率的には約千分の一程度で、それほど多くはないといえるかも知れない。クマは人間をみれば逃げることも多いが、いずれにしてもクマの生息域で人間が行動する場合は、クマに人間の存在を知らせるよう音をだすなど、十分な注意が必要である。

また狩猟にともなう手負いグマ、あるいは手負いにしなくても、クマが身の危険を感じて反撃に転じた事故も多い。止めを刺すつもりで近よったら、最後にやられるという、ハンターとしては初歩的な失敗も二、三おこっている。

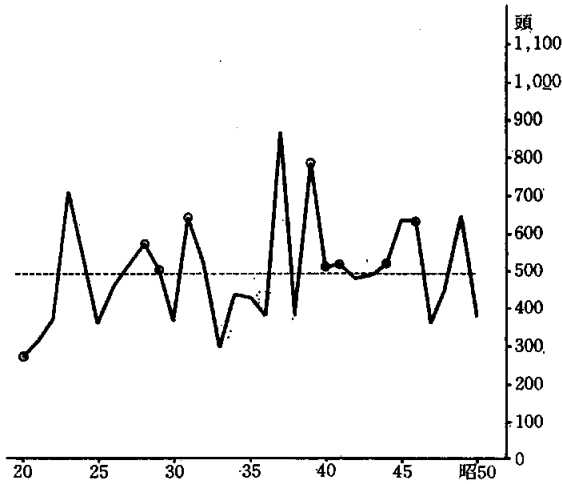
ところでこの五六例のうち、事故のあとで仕止めたことがはっきりしているクマが一頭あるが、その性比はオスが二頭、メスが五頭、新聞記事からは不明が四頭となっており、推定年齢は三才から二三才までで、五、八才のものが多い。体重のわかっているもの一七頭の内訳は一〇〇キロ以下二頭、一〇〇キロ台六頭、二〇〇キロ台六頭、三〇〇キロ台三頭となっている。

クマの捕獲数の増減

理したのが表六である。もちろん一つの例でいくつもの動機が重複しているものもあり、被害者が死んだためその状況の明らかでないものもあるが、一応、一例について一動機にまとめてみた(ちなみに丘珠の例は穴もたずグマであり、古丹別の例は穴もたずのほか、積極的襲撃——雪に埋めた獲物を人間に片づけられ

すでにオオカミの項でふれたように、北海道では古くからクマとオオカミは害獣としてその捕獲が奨励されてきた。明治十年にはクマ、オオカミともに一頭二円の捕獲奨励金が出されるようになり、翌十一年にはクマ五円、オオカミ七円に値上げされ、さらに十五年にはクマ三円、オオカミ十円に変更された。また明治三年頃は開拓使がクマの胆と皮を、大熊九〇十円、中熊七〇八円、小熊三〇五円で買い上げる施策をとっていた(15)。

クマよりオオカミの方が高い奨励金だったのは、クマは奨励金とは別に商品価値があったことであろうが、クマよりオオカミの被害をより重視したためであろう(オオカミによる被害は主に家畜で、人身事故はとくに知られていないようであるが、被害発生確率はオオカミの方が高かった)。したがってオオカミによる被害が減少した明治二十一年にはこの捕獲奨励金は廃止された。しかしクマは捕獲奨励金の有無にかかわらず、開拓者にとっては恐るべき存在であり、またクマの胆などは商品価値が高かったからその後もさかんに捕獲された(明治二十二年以降、昭和三十八年以前の約七十年間は、全



道的なクマの捕獲奨励金制度は存在せず、必要ある場合は市町村などの地域単位で懸賞金などがつけられていた。たとえば昭和十七年頃の興部地方では一頭一〇〇円(16)。昭和三十七年秋は全道的にクマの被害が大きかったため、道では三十八年以降、ヒグマ捕獲奨励金を市町村に対する補助金として支出するようになった。一頭一萬円の二分の一が標準。そのほかに出動手当一人一日二、五〇〇円程

度が支給される)。

北海道庁統計書などによって知り得る明治以降の、クマの年次別捕獲数をグラフにすると表八のとおりとなる。この捕獲数は奨励金の裏づけのない時代の、狩猟者からの申告によるものがほとんどであり、とくに戦前はアマツボ(仕掛け毒矢や銃)、口ハッパなどで非合法的に捕られて統計にはあらわれないクマも相当に多かったであろうから(また僅かな数であるが、国有林が自ら行った有害獣駆除による捕獲数も含まれていない)、この統計数値をどこまで信用してよいかは問題であるが、このグラフを見る限り、クマの捕獲数は戦前よりも戦後の方がふえている。すなわち明治三十八年から昭和十七年までの年平均捕獲数は三二九頭であるのに対し、戦後の昭和二十年から五十年までの年平均捕獲数は四九六頭となっている。なお明治三十八年から昭和五十年までの通算年平均は四〇四頭である。

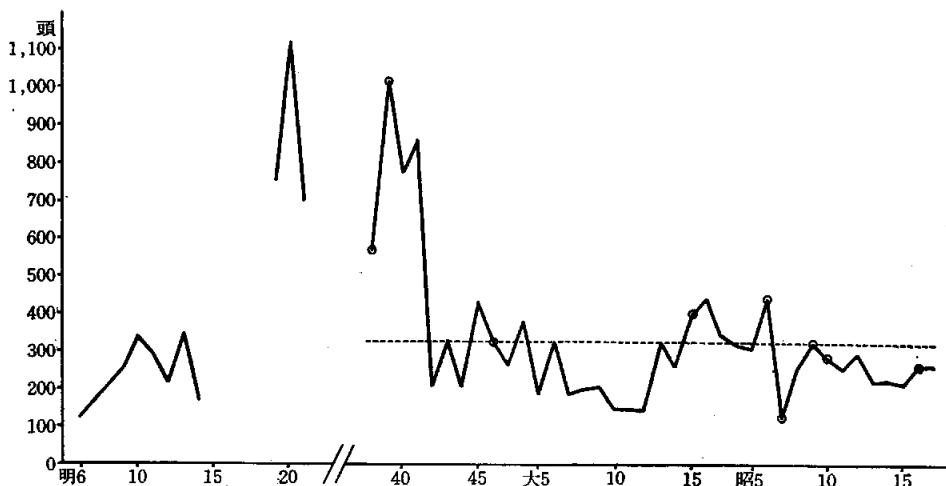
クマの捕獲数が生息数に比例していると単純に割り切れば、戦時中にシカが増えたと同じようにクマの生息数も戦後は増大したということになり、またそうでないとするれば戦後はクマに対する狩猟圧が高まって、その生息数を減少させていることになる。しかし一般的には狩猟圧が加われば捕獲数が減少するといわれているのに、クマの捕獲数はある変動をくりかえしながらも、ほぼ横ばいを続けている。

捕獲数の増減周期について、このグラフから明確な結論をひきだすことは難しいが、およそ次のことがいえよう。

- (一) 捕獲数が高かった年の翌年の捕獲数は減少する。
- (二) 俗に秋山の突りの少ない年はクマの出没が多くなるといわれるが、冷害の年は捕獲数の多い傾向がみられる。グラフ中の○印は冷害といわれた年であるが(農林省北海道統計情報事務所「北海道の農業情勢」昭五二、による)、明治三十九年、昭和六、九、十六、二十八、三十一、三十九の各年は、冷害と捕獲数ピークがよく一致している。冷害の年で捕獲数の少なかったのは、昭和七年のみであり、これはその前年の捕りすぎの反動と思われる。

(三) 冷害以外の年で捕獲数のピークにあたるもののうち、明治四十五年はその前年に全道各地に発生した山火事の影響、昭和二十三年は戦後の緊急開拓によるクマの生息域への人間の進出の影響、がそれぞれ考えられる。また昭和三十七年は十勝岳の爆発によ

(表8) ヒグマの年次別捕獲数 (○は冷害の年)



(表9) ヒグマの月別捕獲数割合

割合 (%)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100%	
大正3~昭和4の平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昭和41~50の平均	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月

る降灰のため、とくに道東地方の山の実りが少なかったのかも知れない。なお昭和三十八年以降は春グマの捕獲が奨励されているので、冷害との相関関係はあらわれにくくなっている。

またクマの季節別捕獲割合を大正三年から昭和四年までと、昭和四十一年から五十年までについて比較すると表九となる。昔にくらべ最近では春グマの捕獲数割合がいちじるしく増大していることが特徴である。これは残雪期はクマが冬ごもりからさめたばかりで不活発なことがあり、クマの足跡が雪上に残るので追跡しやすく、そのうえ木の葉が繁っていないので見透しがきき、危険性が少ないため、道としても春グマの駆除を奨励するようになったためである。

つぎに地域別、時代別のクマ捕獲数を各支庁単位に、明治十年代、大正五、九年、昭和四十、五十年の、それぞれ年平均を求めたものが表十である。これを一見すると、同じ趣旨で作ったオオカミのもの(表四)とはいちじるしく対照的で、クマは各時代、各地域を通じて生活力旺盛であることがまずよみとれる。

しかしよくみると各地域でそれなりの特徴のあることが知れる。すなわち、石狩、胆振地方では明治初期の開拓者とクマの出合いがはじまったときに多数が捕獲され、その後は全般的に人間の生活領域となりつつあるので捕獲数が激減している。これに対し上川地方は開拓者とクマの出合いそのものが明治中期以降のことであったから、明治初期の捕獲は少なく、大正時代に相当数をとり、また最近では全道でもっとも捕獲数が多くなっているが、これはクマの生息に適した山岳地帯が多いためである。網走地方もほぼ同じ傾向がみられる。また渡島、日高、十勝地方は明治初期にも相当数を捕り、現在でも相当数が捕られているが、やはり山岳地方をかかえているためであろう。一方、根室地方では開拓者とクマの出合いとなった大正時代に相当数が捕獲されたが、この地方はクマの安住地としてのササのある森林地帯が少ないためか、最近の捕獲数は少なくクマの生息数そのものが減少していることが察せられる。釧路地方もほぼ同じ傾向がみられる(戦前の根室地方の捕獲数には僅かであるが北方領土の分も含まれている)。上川地方を典型とする宗谷、空知地方などは明治初期には天寿を全うして自然死するクマが多かったが、最近では人によって殺されるクマが増えていることがわかる。

この地域別、時代別捕獲状況と、表八の明治以降の年次別捕獲数を総合して勘案する



と、北海道のクマの生息数は明治時代にくらべてかなり減少してきており、かつ、その生息域も一部の山岳地域などにせまられつつある、とみなすことができる。

### 今後のクマ対策

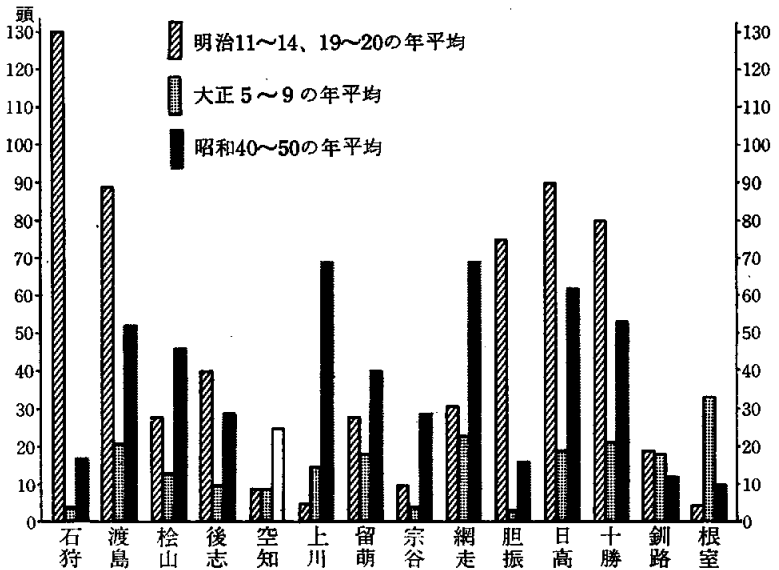
クマの生息数は明治はじめより少なくなり、その生息域もせまられつつあるが、クマは明治以来、野生動物保護の観点からの施策を講ぜられたことがない。クマと人間の共存は北海道においては困難ということで、**「見敵必殺」**のようにその捕獲が奨励されてきたのである。

現在のところクマの生息数は減りつつはあるのだろうが、激減していると判断する材料はなく、またクマの食性等は環境に対する適応性がきわめて強く、さらに北海道の大部分が天然林であるという実情（全道の七二％が森林で、その六七％が天然林）では、漸滅することはあってもそう簡単にクマが絶滅することはないと思われる。しかしそれでもやはり、クマと人間のかかわりあいは今後もこれまでのままでよいのだろうか、という懸念はわいてくる。

識者の中には「ヒグマのような猛獣に満ち、そこへゆけば、動物的な生命の危険がある」という空間が、国内に存在するのは、むしろ日本民族の生命力をたもつために大切なのではないかと、という意見があり、また、アメリカの国立公園のような保護区をつくり、クマを管理（ワイルドライフマネージメント）して、人間とクマが共存できる道も考えるべきだ、という論もしばしばされる<sup>(19)</sup>。これらの説はまことにもつともであり、**「総論賛成、細論反対」**といえるが具体的にはきわめて難しい問題である。「動物的な生命の危険がある」という空間が日本のどこかに存在することは結構であるが、それではそう思う人が、クマに喰われる危険のある空間に自ら住むかといえは、それは「否」ということになるだろう。ところが広いといわれる北海道においても、もはや人間の居住域と隔離して、そのようなクマの楽園を設定できる余地はないのである。

アメリカの国立公園は、広大な国土の中にまさに人間の居住域と隔離して設定されているものが多い。しかもアメリカのクマは**「猛猛」**といわれるハイイログマでさえ、北海道のクマにくらべると、よほどおとなしいのである。アメリカとカナダでは、イエローストン、グレイシャー、ジャズパーなど七つの国立公園で、それぞれの国立公園が設定されてから一九七〇年までの間に、ハイイログマによる人身事故が七十七件おこっているが

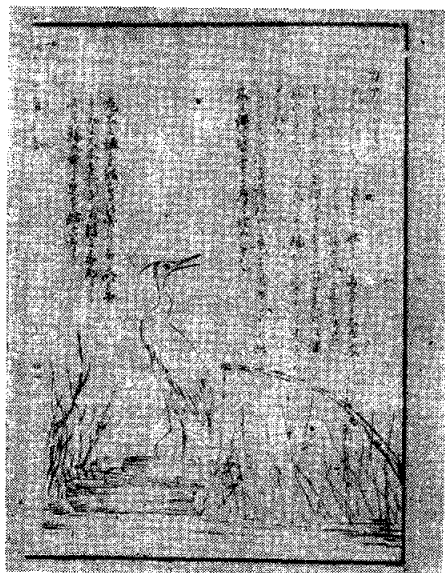
(表10) ヒグマの地域別・時代別捕獲頭数



に急増しており、七十七件のうち四五件はイエローストン国立公園内で発生している。それはイエローストンではかつて観光客に見せるためにクマの餌づけをしたことがあるが、その後は観光客の捨てるゴミをねらってクマが集中するようになってしまい、それが事故多発につながっているのだという。現在は国立公園内のゴミ捨場を閉鎖し、クマを完全な野生にかえすための努力がつつまれている<sup>(19b)</sup>。

こうしてみると、北海道のクマを、アメリカの国立公園の外見だけまねて保護することは適当ではなく、また北海道では、かりに何処にクマの保護区を作っても、クマが人

(比較的最近には観光客五〇万人に一件)、そのうち四〇名は入院の必要がない程度の軽傷であり、入院一日以上の負傷者は三二名、死亡者はわずかに五名であるという。しかも事故の大部分は仔づれのメスグマにやられていたのである<sup>(19a)</sup>。これをさき



アイヌがツルやサギをとるはじきわな  
(後方羊蹄日誌)

間の居住域へ越境してこないという保証はないので、地域住民の同意を得ることは困難である。したがってクマの保護区を作るとすれば、相当な面積の原始地域に巨大な界

をめぐらすなどして別天地をつくり、そこで周到な管理が行なわれるようにしなければならぬだろう。

各府県では「鳥獣保護事業計画」の一環として鳥獣保護思想を普及するため「県民の獣」を定めているが、北海道でも昭和四十六年に、ヒグマ、エゾシカ、シマリスを候補に「道民の獣」を決めるべく、一般投票をよびかけたところ、四、三五九票の投票があり、ヒグマ二、一八四、エゾシカ一、八一八、シマリス三五七の得票をえた。その結果ヒグマを道民の獣とすることの可否について当時の鳥獣審議会にはかつたところ、賛否の議論が百出して、結局はヒグマを道民の獣とすることは適当ではない、ということになった。「道民の獣」となり得なかつたヒグマは、これからもなおしばらくは道民を悩ましつづけるであろう。

△註▽

- (1) 東寧元稿・東海参譚(日本庶民生活資料集成四、昭四四)四〇頁。
- (2) 坂倉源次郎・北海随筆(北門叢書II、昭七復刻)七一頁。
- (3) 古川古松軒・東遊雜記(東洋文庫、昭三九) a 一四二頁、b 一五六頁。
- (4) 休明光記(新撰北海道史料I、昭十一)三三八頁。

- (5) 松浦武四郎・近世蝦夷人物誌(松浦武四郎紀行集下、昭五二)十三頁以下。
- (6) 知里真志保・樺太アイヌの生活(知里真志保著作集III、昭四九)二〇〇頁。
- (7) 知里真志保・分類アイヌ語辞典人間篇(知里真志保著作集別巻II、昭五一)六七頁。
- (8) 八田三郎・熊(明四四)二九頁。
- (9) 札幌昔話(北海道郷土史研究資料、昭三五) a 七一頁、b 七二頁。
- (10) E・S・モース・日本の日(東洋文庫)2、一五八頁。
- (11) 木村盛武・史上最大の熊事件(自然と猟友四、昭五一〜五二)四号四頁他。
- (12) 北海道新聞、昭三六、六、五、こだま欄。
- (13) 犬飼哲夫・熊による人の被害(植物及動物三、昭十)十頁。
- (14) 昭三七〜五一の統計上は七〇件の死傷事故があるが、このうちには約十件の飼い熊事故も含まれているので、新聞切抜きの五六例は統計にあらわれた事故の九割以上をカバーしている。

- (15) 北海道志(昭四八復刻)上、四〇〇頁。
- (16) 犬飼哲夫・北の風土と動物(昭十八)七一頁。
- (17) 斎藤慎男・ヒグマ(昭四六)一九三頁。
- (18) たとえば、ヒグマ(北海道開拓記念館特別展目録、昭五一)二二頁。
- (19) Stephen Herrero・Human Injury Inflicted by Grizzly Bears (SCIENCE, Nov. 1970) a 五九四頁、b 五九六頁。

#### 四、タンチョウ

##### エソ地のタンチョウ

タンチョウは、アイヌ語でサロルンカムイ(芦原内にいる神)とよばれている。神秘的で優美な姿は神の名にふさわしく、またその姿をまねてアイヌが演ずる鶴の舞も美しい。「蝦夷草紙」(寛政二年・一七九〇)には「松前にて巡検使通行の時、……此所に蝦夷ども大勢集め、響応に槌打と鶴の舞等をいたす事先例なり。……鶴の舞は、女蝦夷曲なり。両手をかざし、腰をかがめて、一足飛に前後左右にはね、口中舌を巻き、鶴の声の如く、トロトロといふて踊るなり。」とある(1)。

ツルはクマとは仲が悪く、クマに出会うと両翼を前に突き出して、襲いかかって死生の闘いをするともいわれ、また人間が悪いクマにじめられているとき、ツルがきてクマを追って助けてくれることもある、という云い伝えがあるためか(2)、アイヌはツル

を大切にしようである。「此辺鶴多し。然れども土人も是を取らざる也。鶴も逃げざるなり。」と、石狩川筋におけるアイヌとタンチョウの平和な関係が「石狩日誌」(万延元年・一八六〇)にでてゐる。また水戸藩のエゾ地調査の項で記したように、徳川光圀に贈られたタンチョウは、アイヌの女房が卵を自らのふところに抱いてふ化させ、大切に育てたものとされている。もちろんアイヌがツルをまったく捕らなかつたとはいえないことは、「東蝦夷日誌」(文久三年・一八六三)の中の鶴川付近の記述に「カアナイ、此処鶴多き故、是を取仕懸を置く故号し」とあることでも知れる。しかし、アイヌとツルの関係は概して平和共存的であつたと思われる。

本州でも江戸時代には、ツルやハクチョウは保護されている藩が多かつた。たとえ高田藩の五人組御仕置帳には、「狐師の外鳥獣一切取るべからず。たとえ狐師といへども鶴・白鳥取候儀御停止に候。もし村中にて鶴・白鳥売買致す者あらば訴出るべきの事」という掟があつた。ところが松前藩ではとくにツルを保護するということはなかつた。「東遊記」(天明四年・一七八四)には「此地にては禁制なく、専ら料理等に用ゆ。塩鶴にして他国へ出すこと多しと云へり」とある。

エゾ地では各地の湿原、湖沼にタンチョウなどが生息していた。「松前蝦夷記」(享保二年・一七一七)には「鶴、真鶴、黒鶴、丹頂共、蝦夷地之内、からと島(カラフト)、きいたふ(霧多布)、とかち、右多分ニ取レ申候所也」とあり、「北海随筆」(元文四年・一七三九)には「鶴、鵲(コウノトリ)、鴻(ハクチョウまたはヒシクイ)、雁、鴨の類、春は北へ帰る。蝦夷地深山の沼には、夏とても岩陰に潜て有り。ウチウラガ岳(駒ガ岳)の大沼、小沼を通りしに、水鳥多く居り、シリベツ、シヨツの沼に猶更多くあるよし也」と記されている。シヨツというのは現在の千歳付近であるが、とくにこの辺にはツルが多かつた。そしてシヨツの地名は死骨を連想されるので、鶴は千年のめでたさにあやかつて千歳とよばれるようになったのだという。また釧路地方にタンチョウがいた記録としては、たとえば安政四年(一八五七)の「罕有日記」の中に「此辺右に見る連山近く左汀辺七、八町なり。草原小川板橋を越し十町許にてヲタノシケ小休所あり、廿六、七町にてタンネニ(一里標)同前の原上右に小沼を添行く、丹頂の鸕鷀を見る。」と書かれたものがある。「松前志」(天明元年・一七八一)にはとくにツルのことを詳しくのべられている。すなわち「東部夷地シヨツ、大沢曠野、此禽わ

きて多し。白鶴あり、蒼鶴あり、黒鶴あり、丹頂殊に多し。……本藩家士岡田藤七なるものあり。幼きより塞外に在て好んで獵す。鳥銃を放て猛熊を殺すこと數十、鶴を獲ること三百許、其巢を窺ひ、其交接するを視ることあまたびなり。又身自ら其卵を懐き雛を育ひたることあり。雛長するに従て藤七を慕ふこと其母の如く従歩す。其巢は大沢、水辺、小岡の中央に茅を敷ならべ、唯二つの卵を産す。必ずすこしく大小ありと。其分量凡四十目許ありとぞ。人有て若し其巢を窺ふときは、鶴卵を棄てて再び来らず。……鶴雛ようやく長せんとせば、狐狸の類来て其雛を奪はんとするとき、雌雄列つて長蛇の陣を布き、雄進んで先鋒となり、雌後となり、雛を中軍に備へ、首尾中央其列を乱さず、泰然として互に相救の陣法あること、猶兵家の所謂鶴翼の備とも云ふべく、敵然たる壯観なり。……雌雄相代りて其卵を守るに臨みて、其脅を以て卵を反覆すること甚だ敵なり。雄もし過ちて卵を破烈せば、雌怒て鬪争に及ぶこと甚猛烈なり。其思情察すべし。誠に他の禽獣の能く及ぶところに非ず。」とある。鶴を獲ること三百ばかりとは驚くほかないが、この藩士はツルの生息もよく観察してゐたことは賞賛に値する。

#### 明治・大正時代のタンチョウ

明治になるとともに各地で野生鳥獣の乱獲がはじまつたことは、エゾシカの項でふれたとおりである。北海道のタンチョウも目をつけられた。しかしその捕獲数はそれほど多くはなかつたようである。表二でみるように、統計にあらわれた限りでは年に数羽から二十羽以下である。開拓使事業報告には、タンチョウの記載があるが、札幌本庁管内では「胆振国千歳郡ヲ最トシ石狩夕張二郡之ニ次グ」とあり、根室支庁管内では「阿寒郡ニ産ス獵獲少ナシ」とあつて、函館支庁管内には記載がない。こうしてみると明治のはじめの北海道では、タンチョウの生息数がすでにかなり減少してゐたものと思われる。

明治中頃から阿寒郡吉幸村(現阿寒町)に在住したアイヌ古老の言によると、「當時ハクチョウト相前後シ群ヲナシテ飛来スルタンチョウヲ、窓内ヨリ射落シ、コレヲ例年常食トセリ」という記録が残っている。

明治二十年頃にはすでにタンチョウの絶滅が憂えられるようになったため、道庁では明治二十二年五月、「本道ニ於テ当分ノ内、鶴ヲ獵獲スルコトヲ禁ズ。違フモノハ違警罪ヲ以テ罰セラルベシ。」という庁令を發した。これは同じ年の三月に發せられてい

たシカの捕獲禁止とまったく同じ考え方による自然保護施策であった。

その頃の実情を伝える一文が、明治二十二年の「殖民雑誌」にのり、それが同年の「動物学雑誌」に転載され、さらに昭和になつてからの天然記念物調査報告に転載されている<sup>(1)</sup>。すなわち「鶴は本邦の靈鳥と称へられ世の頗る珍重する所に於て、本道にも古来該鳥処々に棲息したるもの近年漸く其の数を減じ、動もすれば絶滅に帰する虞ありとて道庁に於ては昨年来しきりに之れが蕃殖法を計られたる末、終に鶴の獵獲を禁ぜられたり。聞く所に依れば該鳥の最も多く棲息してしばし人目に触るるは胆振国勇払郡と千歳郡との間に在るオサツ沼と云へる泥沼池近傍にして、是迄しばしば旧土人等の獵獲したることありと、左れば道庁にては不日再び吏員を該地方に派して本年棲息の模様等を取調べらるると云ふ。」とある。

ここに記された調査の結果、明治二十三年一月に「千歳郡馬追山麓ヨリ千歳川ニ到ル各沼池（及ビ夕張郡馬追山麓ヨリ夕張川畔ニ到ル各沼池）ヲ以テ鶴蕃殖地ト相定候ニ付テハ発砲其他如何ナル手段ヲ以テスルモ該鳥ハ勿論其他諸鳥ヲモ獲殺相禁ジ候。」として、嚴重な取締りを行うべきこと、指定湖沼の周囲百間以内の土地は貸下・私下を許さない旨が、関係の郡役所と警察署に通達された<sup>(15)</sup>。

この措置は北海道庁独自の施策であつたが、明治二十五年十月、狩猟規則の公布、および明治二十八年三月、狩猟法の公布によつて、ツルは全国的に禁猟鳥として指定されたのである<sup>(16)</sup>。

こうしてツルの保護施策はしだいに強化されたが、タンチョウの姿はいっこうに見えらるようにならなかつた。明治三十二年の「北海道教育雑誌」には「……馬追沼、長都沼辺を鶴の蕃殖地と定めたりしが、鶴は再び来らず。今は僅に千島の無人島に其棲息するを見るのみ。」とある<sup>(17)</sup>。

大正十一年版の、内田清之助「日本鳥類図説」には、タンチョウについて「本邦ニテハ従前ハ主ニ北海道、本州北部等ノ地ニシバシバ渡リ——北海道ニテハ営業セリ——来リシモ、現今殆ソド其跡ヲ絶テリ。」と記載してある<sup>(18)</sup>。また大正十五年に編集された「北海道史蹟天然記念物梗概」には、「当時長都沼は鶴の群居と鶴の多きを以て名ありしも、現今は只鶴のみ住み昔に変わらざるも、鶴はその影さへ認めず。」と記されてゐる<sup>(19)</sup>。

#### タンチョウの再発見と保護

長都沼から馬追原野へかけての鶴蕃殖地はこうしてツルの姿を見なくなつたが、幸いなことに釧路湿原には僅かながらタンチョウが生きてつづけていることが、大正末年になつて確認された。

釧路湿原にタンチョウがいるとの情報は釧路の猟友会員などからもたらされ、大正十三年に道庁畜産課の斎藤春治技手などが現地調査を行つてこれを確認し、大正十五年（執筆は十四年）の「鳥」に「北海道に棲息する丹頂に就て」と題して発表したり。生息が確認されたのは、釧路湿原の北方キラコタン崎と宮島崎の間を流れるチルワツ川下方の湿原であつた、その付近は「交通不便一般衆人の往復せざるは勿論、狩猟者といへども渉猟困難の爲、狩猟を試むるもの甚だ稀なる場所にして鳥類の安全地帯」で、「棲息地帯は何れも芦密生の湿地なるも、所々に芦少なく水草及び芹良く發育し、鶴の蕃殖冬季といへども水結せざる個処あり」という環境にあり、「年中棲息は事実なるも蕃殖の遅々たるは営業産卵時期に於て野火及河川氾濫の爲、孵化力を減殺せらるるにあらざるなきか」と考えられ、「現在の状況より推考して二十羽以上の棲息は認め難し。」とした。今後の保護策としては、まず「一帯を禁猟区とし」「更に天然記念物として一層の保護を加ふるに於ては漸次其の数を増すに至るべし。」と提唱した。

これを受けて付近一帯は大正十四年九月に禁猟区となり、昭和二年には天然記念物調査のため葛精一内務省嘱託が現地を訪れた。その調査では<sup>(20)</sup>、古いものではあつたが巢を発見し、地元からの聞きこみを加えて二十二カ所の飛来地と三カ所の営業地を明らかにした。しかし「その（営業地の）内二箇所は治水工事其他の原因に依り、現在蕃殖を見ざるに至れるものの如し。」という実情で、釧路湿原におけるタンチョウの保護と、湿原の開発との競合は、タンチョウの再発見とほとんど同時にはじまつた宿命であつた。

なおこの調査に道庁畜産部から同行した古館幸次郎技手の復命書が残っており、その最後に「保護策意見」が記されている<sup>(21)</sup>。すなわちまず天然記念物に指定し、(一)山野火入ヲ嚴禁ノ件、(二)密漁者ノ取締勵行ノ件、(三)鶴ノ漁獲禁止ノ件、(四)狩猟者取締ノ件、(五)猛禽類捕獲ノ件、(六)監視人設置ノ件、(七)飛来地保護ノ件、などの施策を講ずべきであると具体的な意見がのべられている。

「釧路丹頂鶴蕃殖地」二、七四八町歩が文部大臣から天然記念物として指定されたのは昭和十年八月で、舌辛村（この一部は昭和十二年に鶴居村として分村、また舌辛村は昭和十二年に阿寒村と改称）から標茶村、釧路村にかかる区域であった。その指定事由は「著名ナル動物ノ蕃殖地又ハ渡来地」で、「釧路国に於ける丹頂鶴は殆ど同一地域内に終年棲息し、営巢蕃殖を為すものにして、けだし本邦内唯一の鶴の蕃殖地なるべし。」というものである。

たまたま昭和十年新春の「歌御会始」の勅題は「池辺鶴」であり、またその元旦の朝日新聞には勅題にちなんでタンチョウの写真が発表されたので、釧路のタンチョウはにわか全国的関心をあつめるようになった。この写真は島田謹助の撮影になるもので、野生のタンチョウとしては、はじめてとらえられたものであるという。

このような動きを背景として、昭和十年九月、地元の関係者が集まり、分担金を出しあつて釧路丹頂鶴保護会が結成され、その翌年から繁殖地域へのドジョウの放流、セリの移植などが行われるようになった。この事業は戦争のために一時中断されたが戦後に再開され、昭和二十三年からは国の補助金もいくらかできるようになり、ドジョウの放流、セリの移植のほか、ドングリを拾い集めて湧水池付近へ散布することも行われた。しかしこのような地元の人々の熱心な給餌方法が、きびしい冬のさなかのタンチョウの生活に、はたして好結果をもたらしているのかどうかはわからず、また、その頃のタンチョウは人を恐れて人里に近づいてくることはほとんどなかったであつた。

#### 給餌の成功と生息数の増加

ところが昭和二十七年の冬、幾日も続く吹雪の中で餌をさがしているタンチョウに対して、阿寒町の地元の人が種トウモロコシをあたえることに成功した。それとほとんど同じ頃、鶴居村の幌呂小学校の子供たちが、デントコーン畑に三羽のタンチョウが二、三日もうずくまっているのを発見し、全校児童がトウモロコシ、ソバなどをもちよりに、デントコーンの「ニオ」の中に給餌したところ、タンチョウはそれをついばんだ。こうなるタンチョウはあまり人を恐るなれなくなり、他の仲間の群も人里へ餌を求めてくるようになった。こうして給餌のきっかけがつかめると、地元の人々はさらに経験、研究をつみ重ね、試行錯誤的な方法からしだいに効果的な給餌方法を見出すようになり、そのことがタンチョウの冬の生息条件に著しい好結果をもたらしたことは、周

知の事実である。

一方、戦前の史蹟名勝天然記念物保存法は昭和二十五年に文化財保護法として生れかわり、とくに重要なものは新たに特別天然記念物として指定できるようになった。そのため昭和二十七年三月、「釧路のタンチョウおよびその繁殖地」は、阿寒湖のマリモ、アポイ山高山植物群等とともに特別天然記念物に指定された。

タンチョウの保護をすすめるためには、まずその生息状況を明らかにする必要がある。道教育委員会が首頭をとり、昭和二十七年から生息数の一斉調査が行われるようになった。その調査方法はタンチョウ生息地近隣の小・中学生が動員され、決められた日時（例年十二月五日前後の午前九時または十時）に一斉に野外へでて、調査区域に重複や脱着がないように配慮しながら、事前調査（決められた時間の十分前）、本調査、事後調査（決められた時間の十分後）として、それぞれ着地しているもの、飛翔中のものの、羽数、場所、方向などを観察し、その記録を整理集計することとしている。また小・中学生では調査ができない地域については自衛隊、猟友会その他の協力を得ている。最初のうちは釧路支庁管内だけであつたが、タンチョウの生息圏の拡大とともに、根室、十勝、網走支庁管内にも同じ調査が行われるようになった。

その調査結果によると、昭和二十七年の三三羽が三十年には六一羽、三十三年に一二五羽、三十六年に一七五羽と年々飛躍的に生息数が増大した。このことは調査方法が綿密になったことも多少は影響しているかもしれないが、冬季の人工給餌の成功がタンチョウの生息状況を安定化させ、増大させていることは間違いない。しかしその後は三十六年に一七五羽、三十九年に一五四羽、四十二年に二〇〇羽、四十五年に一七九羽、四十八年に二三三羽、五十年に一九四羽、五十一年に二〇〇羽と、二〇〇羽前後の一進一退がづづいていっている。そしてこの間にタンチョウの営巢地は、釧路湿原から根室の風蓮湖周辺、厚岸、霧多布、あるいは十勝海岸、網走の小清水などの地域に拡大された。春はこのような湖沼・湿原へ分散して営巢するタンチョウも、夏をすこし冬になると、釧路の人工給餌場へ集まってくるのが知られている。タンチョウの営巢、育雛期には餌をとるテリトリーが必要であり、また農業その他の土地利用の関係もあり、道東地方の湖沼・湿原はほぼ二〇〇羽あまりで営巢環境としての限界に達しつつあるとも考えられる。

近年のタンチョウ保護施策

タンチョウの生息数はしだいに増加の傾向をみせてきたが、なおよくタンチョウの生態を研究、観察できるようにし、また効率的な増殖をはかるため、昭和三十三年に大衆毛の国道沿いにタンチョウ自然公園が造成された。これは五ヘクタールの土地を、キツネやイタチなどの外敵から守るため金網で囲い、小川を利用して沼を作つてセリの移植とドジョウの放流を行い、一部にツルのためのソバとトウキビ煙を作つたものである。

ここでは当初はつがいものを捕獲して飼育する予定であったが、飼育中のオスのところへ、野生のメスがつきつきと飛来してつがいとなる、という予期しない好結果が生じ、多くのヒナが生まれ、また人工ふ化の試みも成功しつつある<sup>(26)</sup>。この施設は地元の丹頂保護会の事業として開園され、現在は釧路市にひきつがれているが、現場では高橋良治技師が献身的な努力をつづけている。

またこのタンチョウ自然公園は釧路空港に近く阿寒湖への観光道路沿いにあるところから、多くの人々にタンチョウをPRすることにも役立っている。タンチョウは昭和三十九年九月、<sup>(27)</sup>道民の鳥<sup>(28)</sup>にえらばれた。

しかし一方では不心得な者もあり、知られているだけでも五羽が鉄砲で撃たれて死んだ<sup>(表十一)</sup><sup>(29)</sup>。また給餌場の近くの電線に飛翔中のタンチョウが接触して死ぬ事故も、毎年七、八件は発生している。とくに昭和四十六年には二十件、四十七年には十四件と、生息数の一割ちかくも事故死した。そのため北海道電力では電線にツルが見えやすいような標識をつけることを試みた結果、一応の効果をあげるようになっていく。

タンチョウの営巣、飛来地域はしだいに拡大したため、昭和四十二年六月、それまでは「釧路」のタンチョウと称呼されていたものから、地域を定めずタンチョウそのものが特別天然記念物としてのとりあつかいを受けるように変更され、四十二年七月には「繁殖地」が、二

(表11) 射殺されたタンチョウ

年月日	場所
26. 4. 7	鳥居毛中湖
30. 1. 13	鶴菜
36. 11. 24	大浜
43. 10. 7	トウ
45. 11. 29	ウ

七四八ヘクタールから五、〇二二ヘクタールに拡大され、かつ繁殖地だけでなく、湿原およびそこに生息する各種の動植物も天然保護区域として保護されるよう「釧路湿原」の指定にきりかえられた。

しかし釧路湿原の保護はこの指定地域だけで十分

であるとはいえない。昭和四十七年二月に国際ツル財団から来日したカナダ人、アーチボルト博士は数カ月にわたる現地調査の結果、タンチョウの営巣地は道東地方に五十二ないし五十三カ所があるが、そのうち<sup>(30)</sup>保護区域<sup>(31)</sup>内には僅かに三カ所しか発見されず、大部分の営巣地は開発等の影響をうける地域にあって危機にさらされている、との見解をとりまとめ、日本国内の各方面にタンチョウ保護のキャンペーンを行った<sup>(32)</sup>。

アーチボルトの意見の中には若干の誤解も含まれていたが、その発言が一つのきっかけとなってタンチョウ保護の世論がいつそう高まったことは間違いない。昭和四十八年から、文化庁、環境庁などではタンチョウと釧路湿原の学術調査に力を入れ、タンチョウ保護センターの建設、その他の保護対策もすすめられている。釧路湿原を国際湿原保護条約(ウエットランド条約)への登録湿原とする方向も検討されている。しかしこの種の湿原の土地利用の調整は外国の学者にはわからない日本の難しさも横たわっているのが実情である。

アメリカにはタンチョウに似たアメリカシロヅルがいて、タンチョウと同じように絶滅の危機にひんしていた。一九三八(昭和十三)年に野生のものは僅か一四羽に減少していたが、そのご関係者の努力によって一九五〇年に二一羽、一九六〇年に三五羽、一九七五年に四九羽と徐々に生息数が回復しつつある(そのほかに人工飼育のものが約七〇羽)。アメリカシロヅルはカナダとの間を渡っている<sup>(33)</sup>ので、その保護はタンチョウより難かしい面もあるが、保護施策はきわめて科学的でかつ潤沢な予算がつぎこまれていく。最近では、種としてのシロヅルの安定性を高めるために、まったく新しい渡りをするシロヅルの群れをつくりだそうという<sup>(34)</sup>ことで、シロヅルの営巣地から卵を採取し、それを別な場所<sup>(35)</sup>でカナダヅルの仮親に抱卵させ、やがて育つたヒナはカナダヅルとともに新しいコースの渡りをはじめるとい<sup>(36)</sup>う試みも行われ、それが成功しつつあるという<sup>(37)</sup>。アメリカシロヅルの保護施策、たとえば個体識別による生態調査、別な生息地への移植や別の群れづくり、生息地の土地国有化などは、これからのタンチョウの保護のあり方にとっても学ばべき点が多い。しかし、それはそれとして、今までにタンチョウの保護のために尽された地元の人々の熱心さは、世界の自然保護史上にも特筆されてよいことだろう。

△註▽

- (1) 最上徳内・蝦夷草紙(時事新書・昭四〇)七〇頁。
- (2) アイヌ文化保存対策協議会・アイヌ民族誌(昭四五)六七二頁。
- (3) 松浦武四郎・石狩日誌(松浦武四郎紀行集下・昭五二)二八三頁。
- (4) 松浦武四郎・東蝦夷日誌(時事新書・昭三七)一二四頁。
- (5) 林野庁・徳川時代に於ける林野制度の大要(昭二九)三三五頁。
- (6) 平秩東作・東遊記(北門叢書II、昭四七復刻)三六三頁。
- (7) 松前蝦夷記(松前町史料編I、昭四九)三八六頁。
- (8) 坂倉源次郎・北海隨筆(北門叢書II、昭四七復刻)五七頁。
- (9) 釧路関係日記古文書集(釧路叢書II、昭三六)一八六頁。
- (10) 松前広長・松前志(北門叢書II、昭四七復刻)一七四頁。
- (11) 開拓使事業報告(第三編、明一八)三一頁他。
- (12) 古館幸次郎・釧路国ニ於ケル鶴ノ棲息状況調査(昭二、斎藤春雄所蔵資料)。
- (13) 北海道庁府令全書a(明二三)六頁・b(明二三)一〇九頁。
- (14) 葛精一・釧路国に於ける丹頂に就て(史蹟名勝天然記念物三集四号)三〇二頁。
- (15) 林野庁・鳥獣行政のあゆみ(昭四四)五二九頁。
- (16) 河野常吉・北海道の鶴(河野常吉著作集II、昭五十)一五頁。
- (17) 内田清之助・日本鳥類図説(大十一)二四七頁。
- (18) 北海道庁内務部・北海道史蹟名勝天然記念物梗概(大十五)一〇頁。
- (19) 斎藤春治・北海道に棲息する丹頂に就て(鳥二一)六十五頁。
- (20) 葛精一・北海道釧路国に於ける丹頂鶴養殖地(昭六、斎藤春雄所蔵資料)。
- (21) タンチョウの釧路(釧路叢書一七、昭五一) a 一九七頁、b 二二四頁、c 一五二頁他。
- (22) 北海道教育史(戦後編四、昭四九)四五七頁他。
- (23) 斎藤春雄・タンチョウを護る(野鳥二一卷二号、昭三一)一一六頁。
- (24) 道教育委員会文化課資料。
- (25) アーチボルト・タンチョウ保護に関する報告(道自然保護協会誌十一号、昭四八)五〇頁。
- (26) The 1975 Whooping Crane Pageant (U.S. Dept. Interior News Release, June 1975) および昭五二、五月アーチボルトからの直話。
- (27) その他に井上元則・丹頂(鶴)の興亡史(北国の自然と野鳥、昭四七)も参照した。

## 五、鳥獣保護の流れ

これまで北海道の代表的な野生動物の興亡について記してきたが、その他の動物にも若干ふれながら、北海道の鳥獣保護の歴史的な流れを概観してみよう。

### 江戸時代

自然とともに暮すアイヌはシカやサケなどを捕って生活していた。松前藩が成立しアイヌとの交易がはじまると、エゾ地の野生動物にも商品価値がでてきて、タカ、ワシ、ツル、クマ、キツネ、テン、アザラシ、ラッコなどが買いつけられるようになった。しかしアイヌは自然を尊重し、その猟法はいわば手工業的なものであったから、これらの動物の生息数を激減させるほどの捕獲は行われなかった。

そのような中で、タカはエゾ地の名産としてさかんに移出された。鳥屋場という保護区も設定されたが乱獲がつづき、十八世紀はじめには四〇〇カ所ちかくあった鳥屋場が十八世紀後半には二十カ所ほどに減ってしまった。またワシも弓の矢羽として名産品であり、アイヌが「細き流川に一本の木を渡し置き、其下に魚類を一尾結付也。……鳥来りて其木に留りし処を、アツと云ふ鍵もて足を懸て、アン(隠れ場)の裏に引込事也」などとという方法でとったが、タカとちがい主として冬に渡ってくるところをとったためその繁殖地までおかさるということはなかった。

「松前志」(天明元年・一七八二)には当時のエゾ地の動植物などの知識が集大成されているが、その中でワシについては尾羽が十四枚のオオワシと十二枚のオジロワシが明らかに区別され、またシマフクロウも「和華に此鳥あることを聞かず」と、エゾ地特有の鳥であることが認識されていた。現代では絶滅が憂えられるトキも「東部ヘケレチ辺の山沢を遊飛す」とあって、エゾ地に生息していたことが伺われる。松前藩では享保年間(一七一六～一七三五)にオオワシ、クマタカ、シマフクロウなどを幕府に献上したことがあるが、「島フクロノ儀ハ先達テ献上ニ候ヘ共、又々仰出被リ候故……」というように、江戸でも珍重される存在だった。

また松前藩は享保間に、青森からキジ百羽を渡島地方に移入し、放し飼いでその繁殖をはかったことがあるが成功しなかった。それはおそらくキジが、ワシ・タカなどの猛禽類に食われたために増殖しなかったのだろうといわれている(28)。

タンチョウは本州の諸藩では保護されているところが多かったが、松前藩ではとくに禁制をもうけなかったので、かなりの数が捕獲され、その肉は塩づけとして移出された。江戸時代のエゾ地では原始的な環境を保ったところが多く、シカ、クマをはじめとする動物たちの楽園であった。とくにシカは「万を以て算すべし」という大群をなすほどであったが、時代による消長もあった。また和人居住地ではクマの被害に悩まされることもあり、「世に鬼住国と称せるはかかる地のことなるべし」ともいわれた。

このように江戸時代のエゾ地では、野生動物の一部が商品、献上品として移出されたが、その程度は自然の秩序を大きく乱すというほどではなかった。鳥獣を資源として保護しなければならぬという施策が、とくに意識されるというまでにはいならなかった。本州諸藩では、宗教的な背景をもつ殺生禁断、あるいは武器所持の制限をかねた鳥獣捕獲禁止の掟が強かったところもあり、また大名など支配階級が狩猟権を独占していたところも多かった。しかしそのような点でも、エゾ地では狩猟民族であるアイヌに對してはもちろん、和人居住地でも、とくにみるべきほどの施策は行われなかったといえる。

### 明治・大正時代

明治維新とともに藩政時代の抑圧から解放された庶民により、全国各地で鳥獣の乱獲がはじまったが、その波は北海道にもおよんだ。北海道ではとくにシカが乱獲され、その数は毎年数万頭におよんだ。明治政府は明治五年に銃砲取締規則、明治六年に鳥獣猟規則を定めたが、これらはいずれも鳥獣保護というよりは、むしろ事故防止をねらいとしたものだった。

その頃、北海道では外人顧問の指導を受けながら近代的な北海道開拓をめざしており、鳥獣保護の面でも全国に先がけて西欧的な鳥獣保護思想に立脚する鹿猟規則がもうけられた。しかしその効果があらわれる前に、シカは大雪のために激減してしまった。

また、やはり外人顧問の指導によって牧畜業も振興されつつあったが、家畜を害するオオカミに対しては徹底的な駆除が奨励され、明治前半に北海道のオオカミは一掃されてしまった。開拓使時代にはそのほか、クマ、カラス、野犬など有害な鳥獣の駆除に奨励金がだされた。明治十一年から十四年までに駆除されたカラスは約五万六千羽である(4)。

一方南千島ではラッコの毛皮を求めて外国の密猟船が暗躍したので、開拓使はその取締りに苦勞し、明治十一年には、幼獣撲殺禁止、殺獲数の制限(年四百頭)、禁猟期の設定(五、十一月)、年令や分娩期の調査義務化など、やはり西欧的な鳥獣保護施策に通ずる「熊虎狼狐條例」を定めた(5)。

このように明治初期の北海道の鳥獣保護施策は外人顧問による指導が行われたので、乱獲の防止、資源保護、有害獣駆除の近代的な考え方が、全国的にみても早期に定着しつつあった。明治二十二年三月と五月に相ついで発せられたシカとタンチョウの捕獲禁止の措置も、国による諸施策に先んじたものであった。全国的にツルが禁猟とされ、シカに猟期が定められたのは明治二十五年であり、狩猟法が成立したのは明治二十八年のことである。

しかしこのような法制がととのえられたからといって、それが民衆に遵守されなければ意味がないのはいうまでもない。北海道ではとくに狩猟民族であるアイヌが生活し、また開拓民は自らをクマの危険から守らなければならなかった。そのため「本道にては現今猟期に制限なきものの如く、殆んど年中銃猟しつゝあるなり。そのため「本道にてはだ多く、……犯刑者の多きを知るべきなり。」と「北海道銃猟案内」(明治二十五年)に記されている。

かりに狩猟違反がなくても、開拓の進展とともに原始的な環境は後退し、野生動物の生息域はおびやかされつつあった。毛皮動物としても珍重されたカワウソとテン(クロテン)は明治末から大正のはじめへかけて、いちじるしく減少したことが当時の統計書から伺える(6)。

#### 明治三十四年

カワウソ皮 四二枚 五六七 九七 七〇 三三一 一七七

クロテン皮 七、五二三枚 一、五七一 七四三 六三五 四二七 七二七 三二〇

また明治三十三年に捕獲禁止が解除されたシカも、大正中頃には再び絶滅寸前におさまっていたのだ。

明治末年から大正はじめにかけては、開発によって失われる古蹟、自然環境などを保護しなければならぬという考え方が各方面からきかされるようになった時代であるが、北海道会でも大正五年に、「貂、黒狐、鹿ノ保護蕃殖ヲ図ランカ為、向フ十五カ年間絶



對ニ之ヲ捕獲ヲ禁止セラントヲ望ム」という建議が可決された。これをうけて大正九年以降、農商務省によつてテンとシカは禁猟ノ措置がとられることになつたのである。しかしカワウソは昭和三年に狩猟獸から除かれるまではとくに保護されることもなく、絶滅への道をたどつた。

大正七年には狩猟法が大改正され、それまではツル、ツバメ、フクロウなどの禁猟鳥以外はすべて狩猟できたものが、「狩猟鳥獸以外ノ鳥獸ハ之ヲ捕獲スルコトヲ得ズ」というふうになつて逆転し、四十六種の狩猟鳥が定められた。しかし類類はいずれも狩猟獸とされ、狩猟鳥の中にはハクチョウも入つていた。

大正十四年の「北海道鉄道各駅要覽」の狩猟地案内には、苫小牧、輪西、釧路、厚岸、別当賀、網走などがハクチョウ撃ちの場所として紹介されている。北海道庁では大正十年から史蹟名勝天然記念物の候補地調査をはじめたが、その報告で風蓮湖のハクチョウについては、「往時數万を以て算せられし白鳥が斯の如く短日月の間に著しく減少せしは、此地方の開墾にも因るべけれど其の主原因は乱獲の結果に存すること明かなり。」「されば今意を加へて篤く保護するに非れば近く珍滅に帰するや必せり」とある。ハクチョウは天然記念物にこそならなかつたが、大正十四年に狩猟鳥から除外された(このとき本州ではカモシカが狩猟獸からはずされた)。そして大正末年には釧路湿原に細々と生き続けるタンチョウが再発見されたのだつた。

### 昭和時代

タンチョウの再発見は多くの人に驚きと喜びをあたえ、鳥獸保護思想を啓発することとなつた。昭和二年十二月二日の釧路新聞には、地元住民が弱つてゐるツルを拾つたが「絶対禁猟鳥なので其筋へ届出ると共に、富士製紙社構内で保護を加へてゐるが、釧路署では、鳥が鳥なので道庁宛て其処置方を照会中である。」という記事がでてゐる。

しかしその頃、やはり細々と生き続けていたシカは珍しい獵獲としてねらわれることもあつた。昭和二年一月二十八日の北海タイムスには、美瑛の山林で「珍しい鹿が現れるを知り、……一頭の鹿を射止め、二十四日自宅に運んできたが、毎日見物人多数ある由」とあり、地元の人たちも新聞記者も、珍しいシカが生き残つていた安堵感こさいだいたいのもの、大切な禁猟のシカを撃つたことに対する違法性はまったく念頭になかつたようである。

禁猟区は制度としては明治三十四年から存在していたが、北海道で積極的に設定されるようになったのは大正後半から昭和へかけてのことである。昭和三年に十一カ所だつた禁猟区は、昭和七年には十八カ所になつた。これらの中には釧路湿原クツチャロ太、五勝手国有林などが含まれ、野幌でも有益鳥類の繁殖と有害鳥獸駆除法の研究を目的として、野幌試験林を中心として付近の農耕地も含めた禁猟区が設定された。しかしこれは、農民からは必ずしも歓迎されなかつたようである。

昭和七年十二月の道会では河合議員から、「(野幌官林からウサギ、イタチなど)幾多ノ害鳥、害獸ガ出テ、サウシテ耕作物(やニワトリ)ヲ荒スノデゴザイマスケレドモ、遺憾ナガラ、農民ガ其ノ荒サレル所ノモノヲ獲ルコトガ出来ナイノデアリマス。仮ニ兎一匹獲リマシテモ、直ニ警察ヘ来イトカ、或ハ森林監視ノ所ヘ呼び付ケラレルトカ云フヤフナ事柄デ、実ニ困難ヲ極メテイルノデアリマス。……此ノ禁猟区域ヲ樹林地帯ノミニ限ツテ置イテ戴ク訳ニハイカナイカ、斯フ思フノデアリマス。」という質問がでてゐる。そのせいばかりでもあるまいが、以降の禁猟区設定は消極的になり、終戦後まで漸減してゐる。

年次 昭十二 十七 二十二 二十七

禁猟区数 十六カ所 十四 六 五

一方農林業の被害を防除するため天敵となる野生鳥獸を利用する試みも、昭和になつてから行われるようになった。イタチは明治の開拓とともに北海道に侵入、野生化したもので、その生息域の拡大は開拓者の生活領域の拡大にきわめてよく随伴した興味ぶかい動物であるが(36)、野鼠の天敵としてたいへん有力なものであつた。北見地方では造林地の野鼠被害に悩まされていたので、昭和八年にイタチを禁猟としたところ、その被害が減少する効果があらわれたので、さらに十四年には根室、釧路地方のイタチも禁猟とする措置がとられた。また利尻、礼文島には昭和八年と十五年に新たにイタチの人為的放獣が試みられ、これも野鼠駆除に効果をあげた(36)。

また北海道に生息していなかつたコウライキジを狩猟鳥として導入、放鳥する試みも昭和五年から日高種馬牧場(浦河)、胆振種馬所(長万部)などで行われ、そのご長らく禁猟の措置がとられたので、日高、胆振、渡島地方を中心として定着するようになった。戦後は猟友会による放鳥が行われ、昭和四十一年からは放鳥に対する道費補助金も

計上された。こうしてコウライキジの生息数は昭和四十六年には一四、三〇〇羽が確認され、その後も増加の傾向がみられるため(昭和四十三年からの試験解禁をへて)昭和五十一年以降、地域を定めて解禁されている。しかし一面においては、増殖したコウライキジによる農作物被害が顕在化してきたところもあり、放鳥のあり方に再検討をせまられるようになってきている。

全道的な狩猟者団体である北海道猟友会は昭和九年に結成され、狩猟者の資質の向上に貢献している。太平洋戦争がはげしくなると猟友会も北海道狩猟報国会と名を変え、軍用に供する野兎毛及および羽毛の収集にあたった。昭和十七年には毛皮四万枚、羽毛二〇〇貫を軍に献納したという記録が残っている<sup>10)</sup>。

太平洋戦争後、アメリカ占領軍は、鳥獣保護、国立公園整備など文化行政面の指導にも力を入れ、また戦時中に荒廃した林野の復旧をはかるためには、害虫の天敵となる有益鳥類を保護する必要があったため、鳥獣保護施策も次第に強化されるようになった。国民一般の愛鳥思想を高揚するためのバードウィークも、昭和二十五年から(バードデーは二十二年から)占領軍の指導によって設けられた。

昭和二十五年には鳥獣保護区の制度ができ、二十七年に支笏湖と大沼に北海道ではじめての鳥獣保護区が設定された。

狩猟法は昭和三十八年に「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律」として大改正され、鳥獣保護事業計画制度、鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護員制度、鳥獣保護事業及び狩猟行政のための目的税―入猟税―がそれぞれ新設されるなど、鳥獣保護行政にとっては画期的な前進がみられた。

従来の禁猟区は鳥獣保護区に吸収され、昭和三十九年度からは鳥獣保護事業計画がたてられ、鳥獣保護区なども計画的に設定されるようになった。各事業計画期ごとの鳥獣保護区の設定実績(増加分)は、次のとおりである(なお、昭和五十二年三月の現況が合計数値とならないのは、途中で保護区の改廃があったためである)。

	法改正前	第一次計画 (昭39~41)	第二次計画 (昭42~46)	第三次計画 (昭47~51)	昭五二現況
保護区数	二八カ所	一六八	四九	五三	二八五
面積	一〇八千ha	七五	五二	四九	二五四

鳥獣保護区はこのようにかなり増加した。しかし実態としては、禁猟という規制はあるが、鳥獣の生息環境を保護するため環境の改変を規制できる部分はきわめて僅かである(約二五万四千ヘクタールのうち約二万ヘクタールが特別保護地区として規制力がはたらく)。

そのほか鳥獣保護行政の根本問題として、狩猟の存続そのものの可否、かりに存続するとしてもそのあり方、有害鳥獣による農林業等の被害の救済、野生鳥獣の生息数など生息の科学的把握と適正な管理、鳥獣保護に要する経費負担のあり方、などの問題があらためて問われている。

鳥獣保護行政を担当する北海道の窓口は、戦前は主として銃猟にもなり保安維持の観点から警察部保安課にあったが、戦後は林野行政との一貫性をもたすため林務部林政課(猟政係)に移され、公害、自然保護が大きな社会問題となりはじめた昭和四十六年には環境局自然保護課(野生鳥獣係)が新設され、四十七年からは生活環境部自然保護課(鳥獣保護係)が所管している。そして、この頃から世間一般の人々の間には、野生鳥獣の豊かな環境はとりもなおさず、人間の生活環境にとっても豊かさをもたらしてくれるもの、との認識が高まりつつある。

△註▽

- (1) 松浦武四郎・東蝦夷日誌(時事新書、昭三七)三四五頁。
- (2) 福山秘府(新撰北海道史料I、昭十一)一四二頁。
- (3) 大飼哲夫・北の風土と動物(昭一八) a一九四頁、b二二頁、c一三三頁。
- (4) 開拓使事業報告第二編(明一八)四九二頁他。
- (5) 北海道志(明一七)(昭四八復刻)上四〇二頁。
- (6) 明治三四年分は殖民公報一〇号、明四〇以降は北海道庁統計書による。
- (7) 北海道史蹟名勝天然記念物調査報告書(大一一三)(昭四九復刻)二二七頁。
- (8) 葛精一・釧路国に於ける丹頂に就て(史蹟名勝天然記念物第三集第四号)三一九頁。
- (9) 林野庁・鳥獣行政のあゆみ(昭四四)一五三頁。
- (10) 北海道新聞年鑑(昭十九版)三五三頁。